

尾張旭市 緑の基本計画

～ともに守り ともに育てる 緑あふれる公園都市～

【中間見直し版】



令和2年3月

尾張旭市

目 次

中間見直しにあたって	1
序章 緑の基本計画について	
1 緑の基本計画とは	3
2 緑の基本計画の位置づけ	3
3 緑とは	3
4 緑のはたらき	4
5 対象区域・目標年次	4
第1章 緑の現状と課題	
1 緑の現状	5
2 緑の課題	8
第2章 緑の将来像（テーマ）	
1 緑のまちづくりの基本テーマ及び基本方針	13
2 目標値	13
3 緑の将来像	16
第3章 基本方針と施策体系	
1 緑のまちづくりを実現するための基本方針	17
2 施策の体系	20
第4章 緑のまちづくりの施策	
基本方針1 緑の中で健康的に暮らせるまちづくりの施策（健康）	21
基本方針2 水と緑の資産を引き継ぐまちづくりの施策（継承）	22
基本方針3 山辺と川辺の緑がつながるまちづくりの施策（連携）	23
基本方針4 安全・安心を緑が支えるまちづくりの施策（防災）	24
基本方針5 とともに緑を支えるまちづくりの施策（協働）	25
基本方針6 緑で都市のイメージを高めるまちづくりの施策（個性）	26
第5章 緑化重点地区における緑化推進	
1 緑化重点地区における緑化方針及び施策	30
第6章 市民協働による緑のまちづくり（きっかけ）	
1 緑に関わる活動団体	39
2 緑のまちづくり活動事例	40
おわりに	42

中間見直しにあたって

(1) 中間見直しの背景と必要性

当初の尾張旭市緑の基本計画は平成 23 年 3 月に策定し、目標年度を平成 37 年（令和 7 年）度としています。ただし、計画の進捗度を確認するために、5 年後（平成 27 年度）、10 年後（平成 32 年度、令和 2 年度）を中間年次としています。

国においては、人口減少と高齢化社会の進行、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題、地震や集中豪雨などの災害、生物多様性の問題などの社会的課題が見られる中、平成 28 年度に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」において新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方についてとりまとめました。

また、平成 29 年度には都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するために都市緑地法等の一部改正が行われました。

愛知県においては、新たな制度への対応、自然災害や人口減少と少子高齢化への対応、生物多様性の保全などへ対応するために、「愛知県広域緑地計画」が改定されました。

本市においては、市の現状課題等に対応するために「尾張旭市第五次総合計画」や「尾張旭市都市計画マスタープラン」、「尾張旭市環境基本計画」、「尾張旭市健康都市プログラム」の改定や部分見直しが行われました。

また、本市は全国植樹祭の開催地ということもあり、市民の緑化意識が醸成されつつあると考えます。これら上位の計画や関連計画と緑の基本計画は連携することが必要であり、これまで行ってきた緑の基本計画の取り組み結果を精査し、課題を洗い出し、今後、施策をどのように実行していくのかを見つめ直すことが必要です。

これらの社会情勢の変化への対応や、上位関連計画との連携、これからの取り組みを検討するために、緑の基本計画を中間見直しすることが必要です。

(2) 見直しの目的

計画期間の中間年次は平成 32 年（令和 2 年）度ですが、社会的課題など様々な背景に適切に対応していくためには、これまでの施策の進捗状況を踏まえた形で当初計画の内容を見直す必要があるとともに、「ともに守り ともに育てる 緑あふれる公園都市」の実現に向けた取り組みを、さらに推進させていく必要があります。

このため、尾張旭市緑の基本計画庁内検討会等において審議を重ね、「尾張旭市緑の基本計画【中間見直し版】（以下、「中間見直し版」という。）」を策定しました。

(3) 見直しの基本的な考え方

当初計画における施策内容については、概ね実施してきており、今後も引き続き実施していく必要があることから、計画の骨格である「緑の将来像」や「基本方針と施策体系」、「緑のまちづくりの施策」の部分については、基本的に継承しつつ、計画全体の進捗状況や目標の達成状況、計画策定後の社会情勢の変化や上位関連計画の改定等を踏まえ、部分的な見直しを行いました。

表：当初計画における目標内容の中間年次の状況

当初計画における目標内容		当初計画	中間年次 (中間見直し時の測定値)	目標値への 達成可能性	目標 (当初計画時の目標値)
一人当たりの 都市公園面積	市街化区域内	5.3 m ² /人	5.5 m ² /人	可能性大	5.6 m ² /人
	都市計画区域内	9.1 m ² /人	9.5 m ² /人	中間年次で目標達成済で、 目標数値の見直しが必要	9.4 m ² /人
市民が「緑・水に親しめる場所がある」と思う割合		85%	85%	可能性大	85%以上
自ら緑を育成している市民の割合		53%	49%	工夫が必要	65%
尾張旭駅周辺の緑被率の向上		12%	11%	工夫が必要	15%
「矢田川散歩道」「山辺の散歩道」を利用したことがある市民の割合		19%	39%	可能性大	40%

(4) 見直し後の方向性（今後の対応策）

当初計画の目標内容から、一人当たりの都市公園面積の目標は達成しそうですが、自ら緑を育成している市民の割合は当初計画から4%減少しており、目標達成するためには、緑の重要性や、緑に関する情報発信などのPRが不足していると考えられることから、ソフト面の充実が重要であると考えます。

また、「尾張旭駅周辺の緑被率向上」については、主に民有地の緑被地が、住宅建設や駐車場整備などにより減少しているため、民有地への緑化PRとともに、公共施設側で積極的に緑化を推進していく必要があります。

これらのことから、今後は市民との協働、民有地の緑化促進、緑のまちづくりに関わる情報発信や機会づくり、公共施設の緑化による市民への緑のまちづくりの大切さの周知を進める必要があります。

(5) 見直し後の計画期間

令和2年度から令和7年度までの6年間としています。

(6) 見直し後の計画の構成

中間見直しにあたっての背景や目的を示した後に、当初計画の構成を継承し、「おわりに」の前に、今回の見直しで新たに「第6章 市民協働によるまちづくり（きっかけ）」を追加し、そして巻末に「資料編」で構成しています。

なお、上記以外の部分については、当初計画の内容を引き続き適用しています。

(7) 表記

今回の見直しに当たっては、平成22年度作成の計画は当初計画と表記します。

また、平成31年5月から新元号である令和に変わったため、中間見直し及び目標の年次は令和に改めます。

序章 緑の基本計画について

1 緑の基本計画とは

この計画は、都市緑地法第4条に規定された緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」といいます。）として定めるものです。

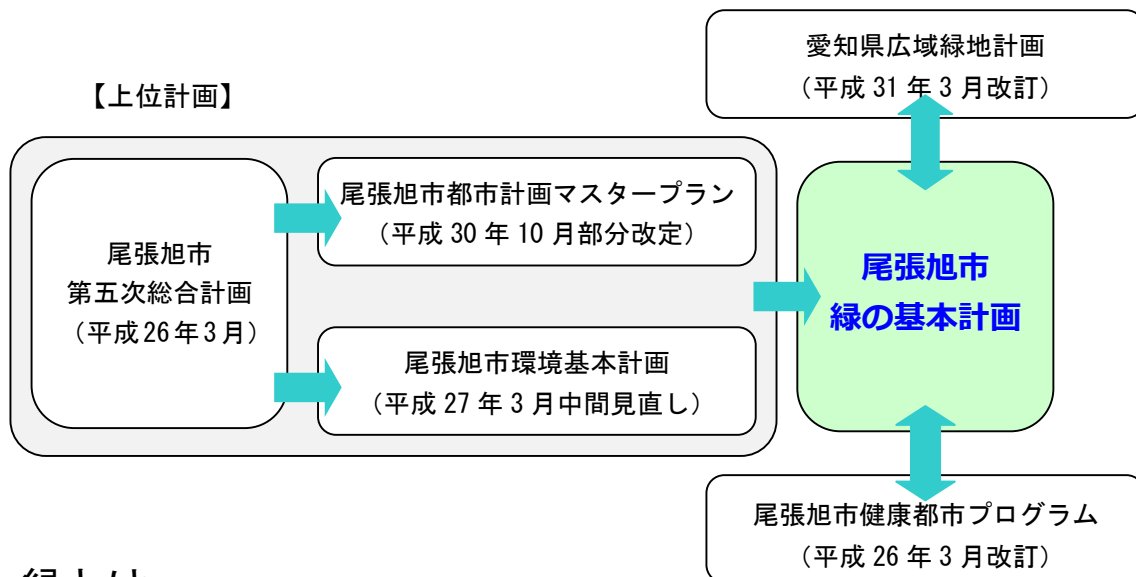
緑の基本計画は、本市の緑の現況や緑が持つ役割、そして社会動向などをふまえながら、将来の緑のあるべき姿を検討し、それを実現するために、どの場所で、どのように緑を守り育むのかを明らかにし、尾張旭市第五次総合計画で掲げた将来の都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる住みよいまち」にふさわしい緑のまちづくりを進めていくための指針となるものです。

また、緑の基本計画の実現にあたっては、市民、事業者、行政が連携し協働によって緑の保全と創出を図る必要があるため、市民と事業者の理解と主体的な取り組みを働きかける役割も担っています。

2 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、本市の長期的なまちづくりの方向を示す基本となる「尾張旭市第五次総合計画」や、本市の定める都市計画の指針となる「尾張旭市都市計画マスタープラン」、そして本市の環境に関する総合的な取り組みを示した「尾張旭市環境基本計画」を上位計画としています。

また、都市そのものを健康にしようとする「尾張旭市健康都市プログラム」や、愛知県広域緑地計画、その他関連計画とも整合を図ることとしています。



3 緑とは

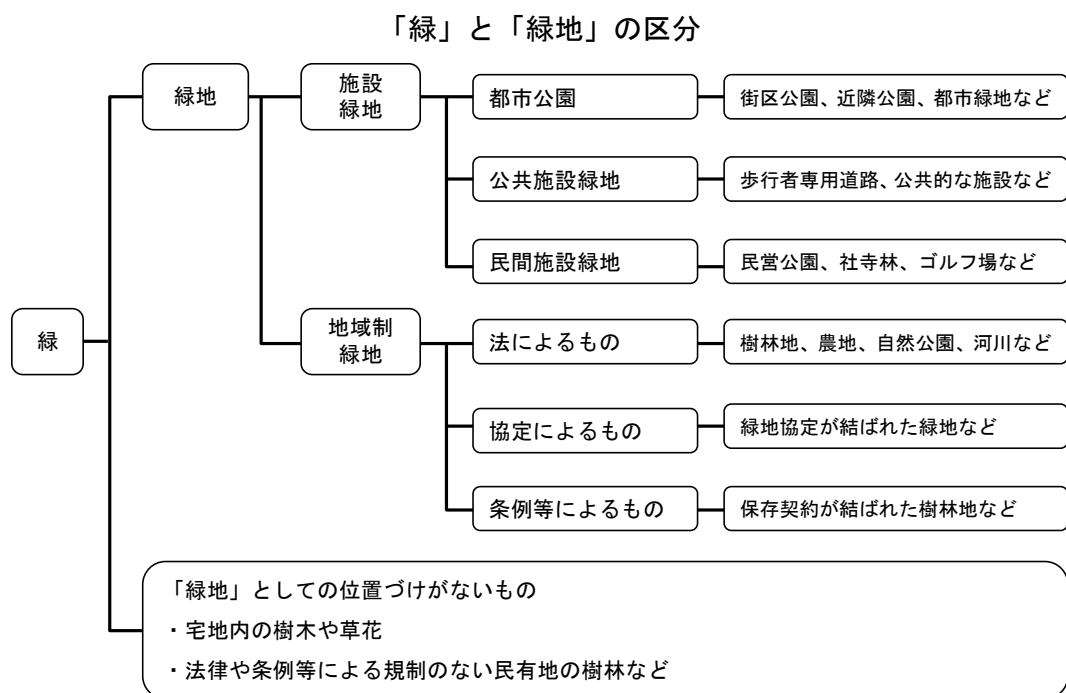
緑の基本計画で対象とする緑や緑地を、次のとおり定義します。

■「緑」とは

水面や水辺（河川、ため池）、農地（田、畑）、樹林地、草地、公園緑地、施設の緑（庭、屋上緑化、壁面緑化など）を指します。

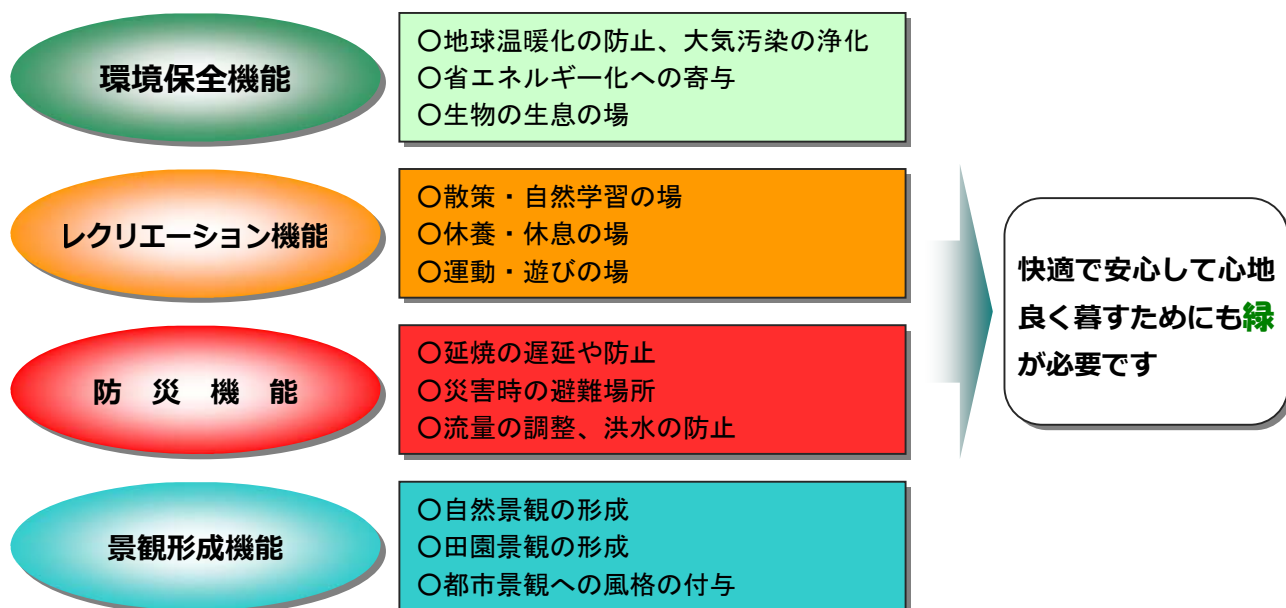
■「緑地」とは

樹林地、草地、水辺などのうち、公園や広場など、一般に利用できる施設として確保されている土地の区域（施設緑地）や法律、条例等に基づく制度によって、土地利用や開発などが制限されている土地の区域（地域制緑地）を指します。



4 緑のはたらき

緑のはたらきには、主に次のような機能があります。



5 対象区域・目標年次

緑の基本計画の対象区域は、尾張旭市全域とします。

また、尾張旭市都市計画マスタープランとの整合を図り、平成 23 年度を初年度として、令和 7 年度を目標年次とします。

今回は、令和 2 年度の間接年度に当たっての中間見直しです。

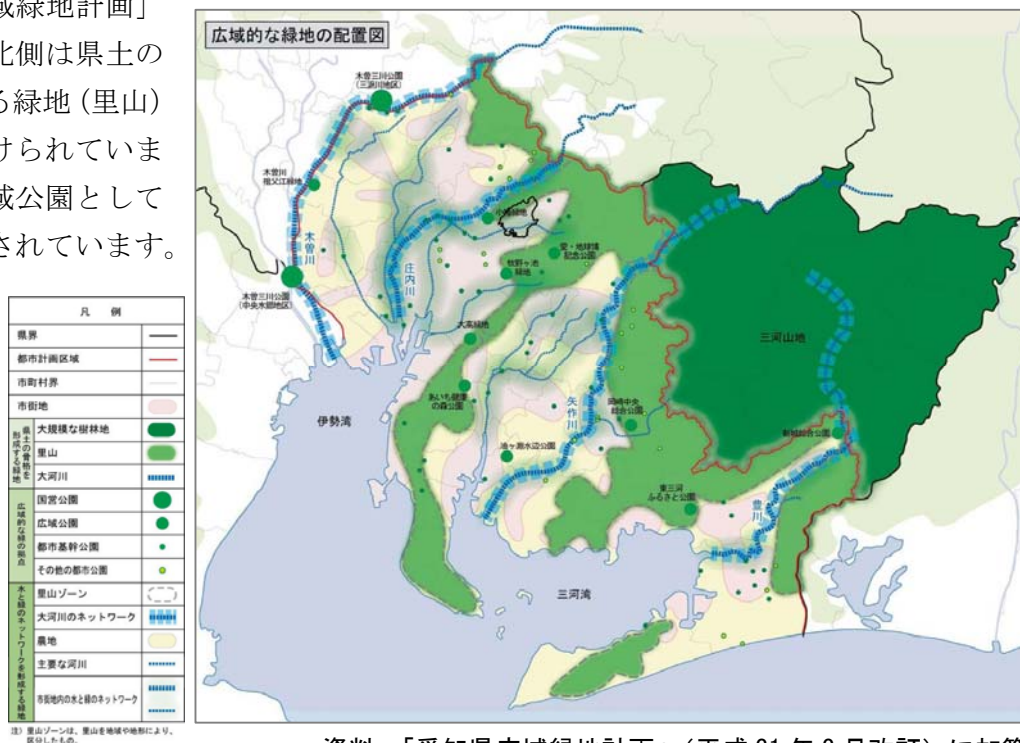
第1章 緑の現状と課題

1 緑の現状

(1) 公園・緑地の量

「愛知県広域緑地計画」
では、本市の北側は県土の
骨格を形成する緑地（里山）
として位置づけられています。
また、広域公園として
小幡緑地が示されています。

図：広域的な緑地の配置図



資料：「愛知県広域緑地計画」（平成31年3月改訂）に加筆

本市は市域の約 15%を北部丘陵地の森林公園が占めており、都市公園や緑地、農地やため池、社寺林などの樹林地を含めた緑地は平成 22 年では市全域の 40.2%でしたが、中間年次では約 39.7%と 0.5%の減少となっています。また、市街化区域の緑地は平成 22 年では 6.7%でしたが、中間年次では 6.8%と、街区公園等の整備により 0.1%増加しています。

なお、令和元年度における都市計画区域内（市全域）の都市公園の市民一人当たり面積は、約 9.5 m²/人、市街化区域内の都市公園の市民一人当たり面積は約 5.5 m²/人となっており、平成 22 年度から増加しています。

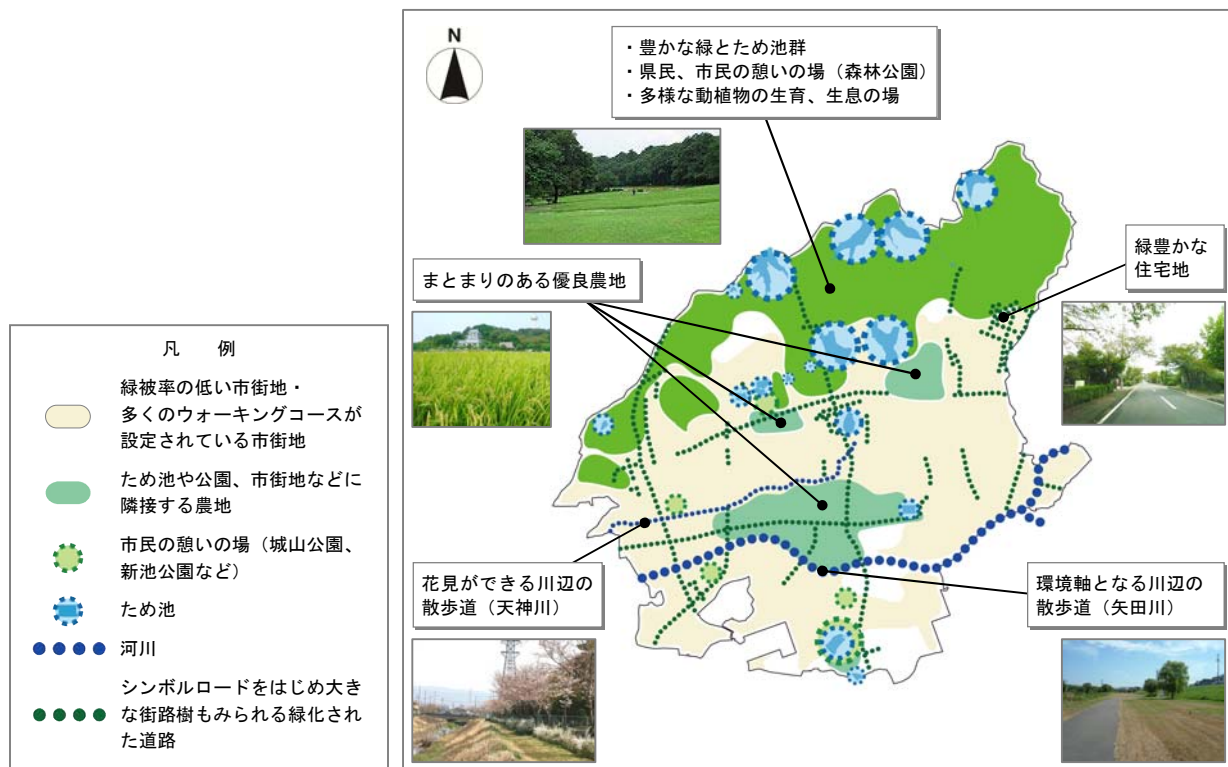
愛知県では平成 30 年度に第 6 回線引き見直しを行い、本市においてもこの見直しに合わせ、区域区分と用途地域の見直し検討を行いました。

都市計画マスタープランでは、一部の農地で工業系用途への見直しが行われたため、緑の基本計画もこれに整合させるために変更することとしました。

図：緑の基本特性



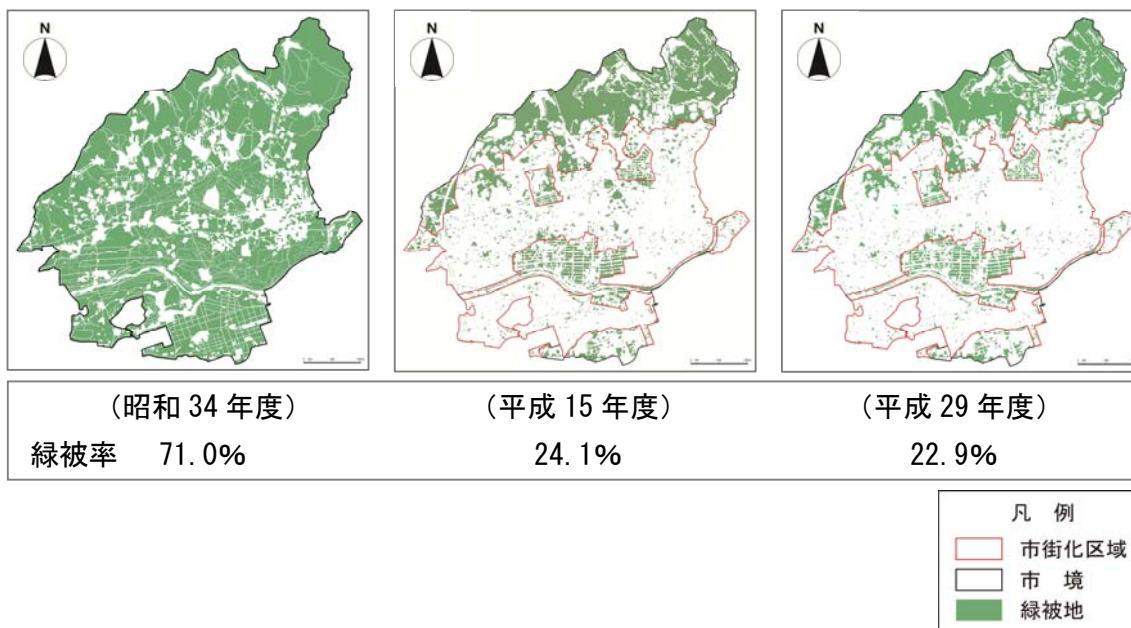
図：緑の基本特性



(2) 緑被率

緑被率（樹林地や草地で覆われた区域の割合）は昭和34年度では71.0%でしたが、現在は市街化区域内の緑被地（主に農地）が大幅に減少し、平成29年度では22.9%の緑被率となっています。

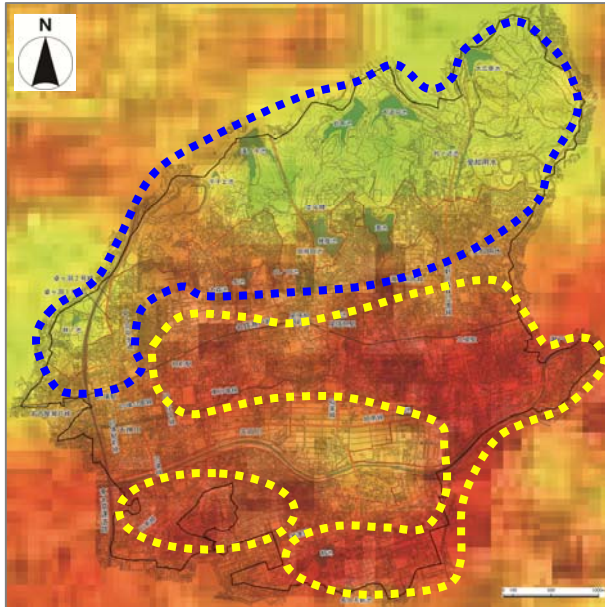
図：緑被図



(3) ヒートアイランド

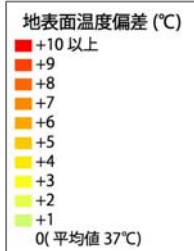
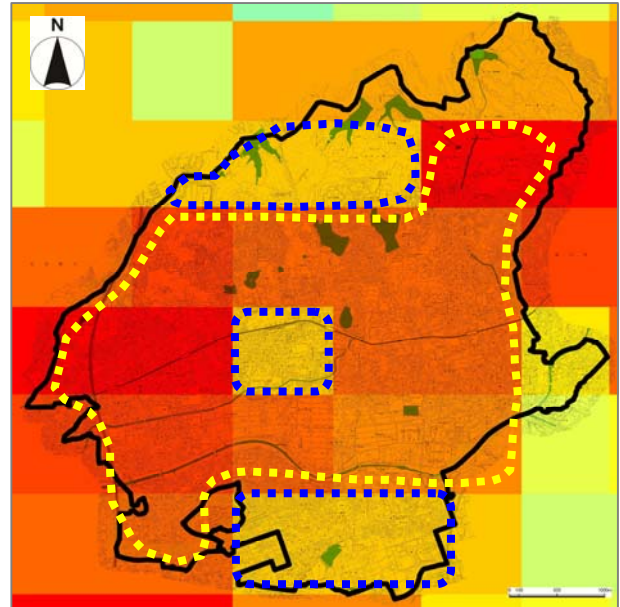
愛知県が作成した「愛知県の地表面温度分布図」を基に本市の地表面温度の概略の状況をみると、北部丘陵地やまとまった農地の地表面温度が周辺に比べ、低くなっていることがわかります。

図：本市の地表面温度分布図（平成 13 年）



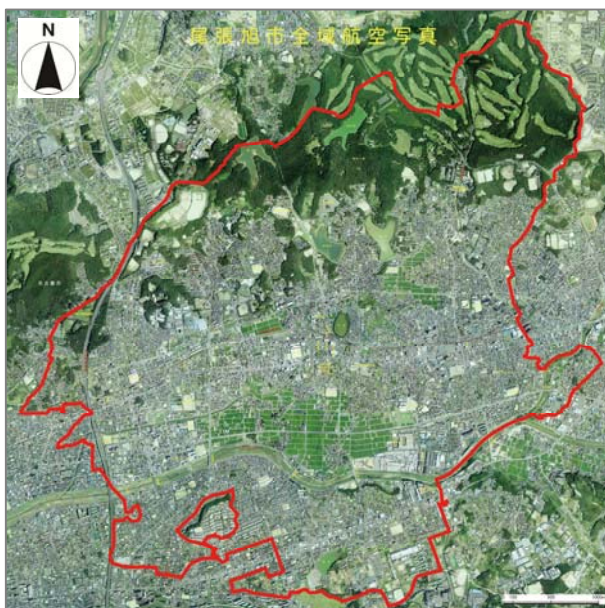
- 地表面温度が低いところ
- 地表面温度が高いところ

図：本市の地表面温度分布図（平成 18 年）

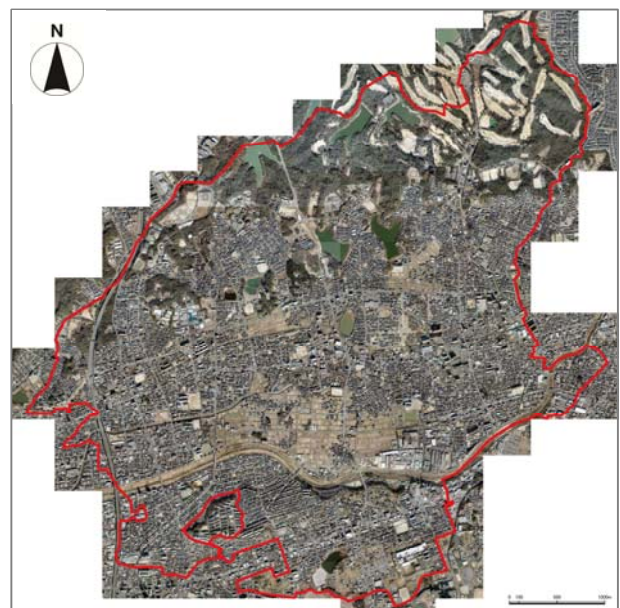


資料：「ヒートアイランド緩和対策マニュアル」に加筆

図：航空写真（平成 15 年）



図：航空写真（平成 30 年）



2 緑の課題

今後、ますます人口の減少と少子高齢化が進む一方で、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題、地震や集中豪雨などの災害、生物多様性の保全など多くの社会的課題があり、これらに対応するために、緑が持つ多様な機能を発揮することが求められています。

また、公園や街路樹などについては、将来人口の減少を踏まえ、これまでのような緑の量を増やすことに重きを置いた施策から、既存ストックの活用や適切な維持管理など、緑の質の向上に重きを置く施策へ転換することが重要になっています。

これらを実現するためには、行政による取組だけでなく、市民や事業者の理解と協力による協働の取組が必須となります。

また、当初計画では、緑のまちづくりに関わる施策と緑化重点地区における緑化施策を示していましたが、緑のまちづくりに関わる施策は約9割、緑化重点地区における緑化施策は約7割を実施していました。

中間年次においての課題

■当初計画の進捗確認から見る課題

- ・公園や緑地の経年劣化等による維持管理費が増加しており、引き続き市民の方にも公園都市の実現に向けてご協力を頂きたいため、各種ボランティア団体等の活動の継続、管理後継者の育成などが必要です。合わせて、農地やため池維持活用の検討が必要です。
- ・緑のまちづくりの実践を促すために、市民への啓発や情報発信が必要です。

■当初計画の施策において不十分であった施策からみる課題

- ・農業施策との連携が必要です。
- ・防災面やヒートアイランド現象の緩和、地域の緑としての地域貢献など、緑化推進に関わる情報発信や緑地の重要性の周知等をわかりやすく、具体的に行うことが必要です。
- ・緑に関する人材発掘や実施する仕組みづくりの検討、施策への協力を進める取り組みが必要です。

■当初計画の緑化重点地区において不十分であった施策からみる課題

- ・公共施設の緑化や緑被率向上、民間事業者への緑化協力の促進が必要です。
- ・ため池の今後のあり方や、未利用地の活用などの検討が必要です。

緑あふれる公園都市を目指し、緑が持つ多様な機能がより効果的に発揮できるよう、本市の「緑の現状」と「上位計画」「施策の進捗状況からの課題」などをふまえ、社会情勢の変化への対応などを考慮した以下の6つの視点に分類し、課題を整理します。

～緑の中で健康的に暮らせるまちづくりが必要です～

■市街地の緑被地の保全と創出

- ・市街化区域内は市街化調整区域と比較すると緑被率が低く、地表面の温度も高くなっています。快適な住環境を創出するためには市街化区域内においても緑化が必要です。また、公園や街路樹の緑だけではなく、住宅地や工場敷地内においても緑化を進めていくことにより、市街地における環境保全上の役割(地表面温度の上昇抑制、二酸化炭素の吸収など)を担うことが必要です。
- ・緑化や緑地の保全を行うことにより、公園都市としてまちじゅうで緑が豊かになり、快適な住環境や生物の生息、生育空間が創出されます。このため、生物の多様性を支える緑の空間づくりの必要性を認識し、市街地の緑空間の保全と創出を図ることが必要です。

■身近な都市公園や身近な緑の創出

- ・街区公園の整備水準は高いといえますが、近隣公園、地区公園の一人当たり面積が不足しており、これらの不足分を都市公園の整備だけではなく、既存の緑空間を活用し、地域住民や事業者、行政が協働して身近な緑空間の創出を図っていくことが必要です。また、既存公園の魅力向上を図るため、市民や事業者のニーズを考慮した「公園の利活用」に重点を置いた新たな公園のあり方を見出ししていくことが必要です。

■土地区画整理事業における公園緑地の創出

- ・本市では公園緑地を土地区画整理事業により多く創出してきた経緯もあることから、現在行われている土地区画整理事業の適正な進捗を働きかけ、当該事業における都市公園の創出を図ることが必要です。

■農地の活用

- ・市街化区域の住民が比較的容易に農業に接することができるように、市民農園や環境教育面での機会の創出や農地の活用が必要です。

■公園等の維持管理

- ・公園や街路樹などの維持管理費が増加しており、今後も増加が懸念されることから、維持管理や施設の補修や整備に当たっては、限られた財源の中で優先度の設定を進め、積極的な活用も含めたさらなる市民協働の推進が必要です。

～水と緑の資産を引き継ぐまちづくりが必要です～

■都市の資産となる緑地の保全

- ・本市を東西に貫く矢田川は、都市の資産となる優れた自然資源であり、それに沿って広がる北側の農地、また、市西部の小幡緑地から森林公園にかけての北部丘陵地は、豊かな緑を有する本市の貴重な自然環境です。

一方で都市的な土地利用への転換などにより、こうした自然環境が次第に減少しつつあり、また、生物多様性の低下や、植生の質の劣化（竹林化など）が進みつつあることから、対策を講ずることが必要です。

■豊かな水環境の保全と活用

- ・市内にある多くのため池や市を東西に貫く矢田川は、優れた水辺環境を有する貴重な水辺空間です。また、市内にはシラタマホシクサやマメナシ、アイナシなどの希少種をはじめ、生物多様性に優れた湿地が存在することも特徴となっています。

一方で水源林の保全が行われなければこうした水源が枯渇したり、水質汚濁が生じたりする恐れもあることから、湿地の保全のみならず周辺の水源林としての樹林の保全を図ることによる生物多様性の保全が必要です。

■まとまりのある田園環境の保全

- ・矢田川北側に広がる農地は市の中心部にあり、まとまりのある田園環境を形成しています。ただし、農業者世帯の高齢化などにより、今後農地の維持が困難となってくる恐れがあることから、対策を講ずることが必要です。

～山辺と川辺の緑がつながるまちづくりが必要です～

■山辺と川辺の南北のネットワーク化

- ・北部丘陵地の山辺の散歩道や南部の矢田川における散歩道が市の東西に伸びており、身近な緑や水辺を利用できるようになっています。これらの散歩道を南北方向につなぎ、ネットワーク化していくことで、人の回遊性を高め、また、生態系ネットワークの形成が必要です。

また、これらの道路や近隣にある施設（駅、農地、ため池、社寺、樹林、歴史的資源など）をネットワーク化させ、安心して安全に歩行できる空間づくりと生物多様性を支えるネットワークを形成することが必要です。

～安全・安心を緑が支えるまちづくりが必要です～

■森林、農地の防災機能の維持

- ・北部丘陵地に広がる樹林地や、矢田川北側のまとまった農地やため池などは、降雨時の雨水流出量抑制の機能を持ち、河川治水上重要な役割を担っていることから、保全を図ることが必要です。

■社会環境に対応した緑の増加

- ・人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変化し、緑による都市環境の改善、都市防災や安全性の向上などを図ることが必要です。

～ともに緑を支えるまちづくりが必要です～

■民有地の緑地の保全

- ・緑被率のさらなる低下を防ぐため、所有者の協力を得ながら、市民、事業者、行政の協働で、民有地の緑地の保全を図ることが必要です。

■市街地内の緑被地の増加

- ・市街化区域内の緑被地は減少しつつあるため、市民、事業者、行政の協働で質の高い緑化を図ることが必要です。

■緑に関わる情報発信や人材育成、活動支援

- ・市民、事業者、行政との協働を進めるにあたり、積極的に緑に関わる情報発信や人材育成、活動支援を行うことが必要です。
- ・公園愛護会等の市民団体の高齢化や固定化により継続性の維持が懸念されることから、市民団体の活動意欲の向上や、若い世代や子育て世代の参加による活性化などのバックアップ、公園を保全活用するコーディネーター等の育成が必要です。

～緑で都市のイメージを高めるまちづくりが必要です～

■「公園都市」尾張旭市の都市イメージの向上

- ・本市の玄関口である駅周辺については、緑の質の向上を目指し、公共施設等の緑化推進を図り、市民への啓発を図ることが必要です。
- ・「公園都市」尾張旭や緑が持つ多様な機能などの情報発信や、緑のまちづくりに関わる情報の発信や周知方法がこれまで以上に必要です。

■市周辺の眺望の確保

- ・周辺の山並みなどの自然景観を眺められる眺望点の整備や、その周辺の緑地などの保全を図ることが必要です。

■本市独自の水と緑の資源の保全活用

- ・本市独自の資源である緑地や農地、ため池などの魅力向上を図るため、保全活用して、水と緑のまちづくりを進めることが必要です。



尾張旭駅から北部丘陵地の眺め



保全された吉賀池湿地



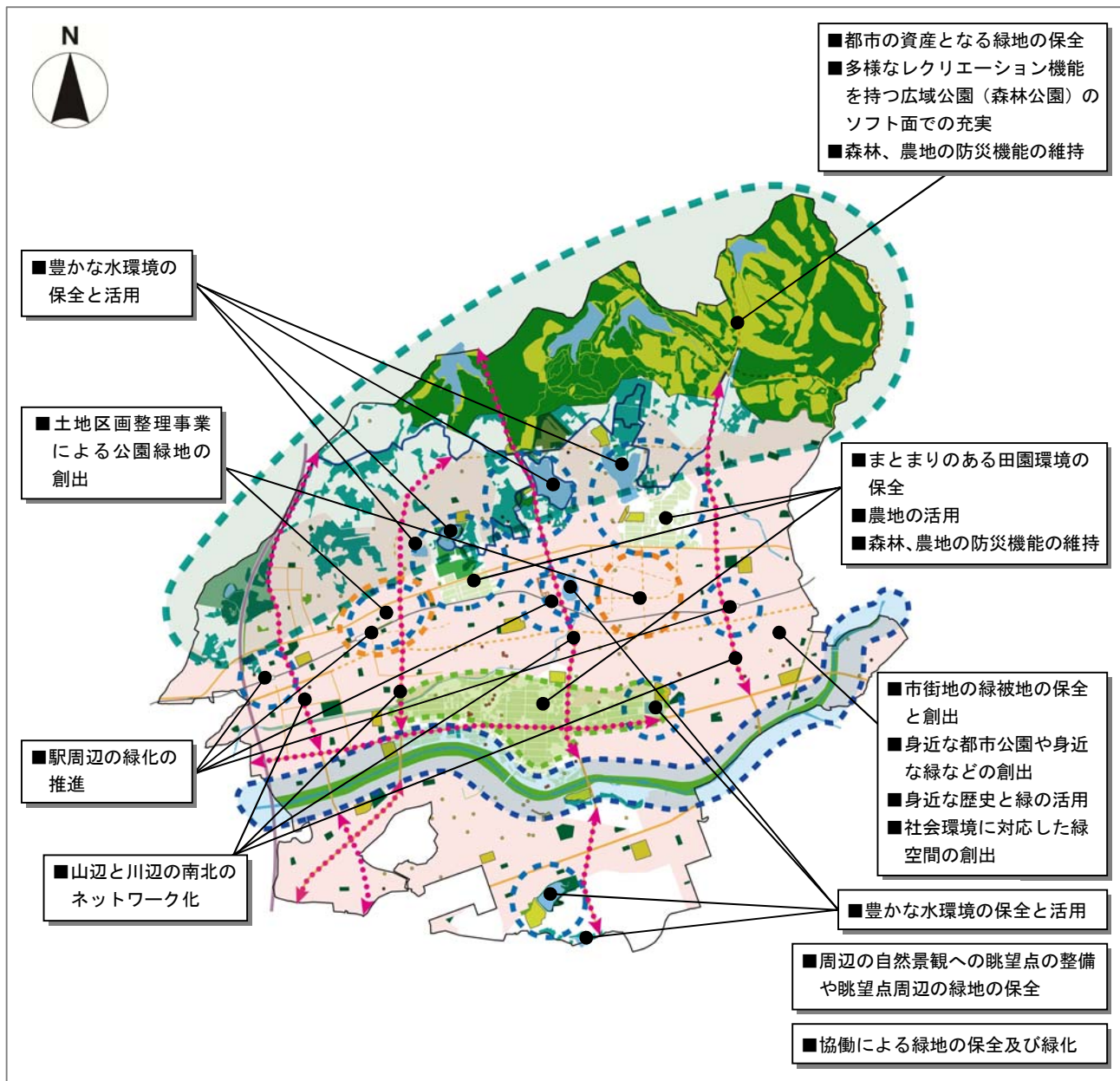
まとまりのある農地



緑の少ない駅周辺



図：計画課題図



ため池を活用した城山公園



山辺の散歩道



矢田川河川緑地



第2章 緑の将来像（テーマ）

1 緑のまちづくりの基本テーマ及び基本方針

基本テーマの考え方

尾張旭市第五次総合計画で示された「住みよいまち」を実現するためには、市民、団体、グループ、地域、企業、商店、行政などと、大人と子どもも含めたみんなの力を合わせて、「公園都市」を実現するために、緑のまちづくりを進めていく必要があることから、中間見直しでは当初計画の基本テーマを継続します。

基本テーマ

基本方針

ともに守り ともに育てる 緑あふれる公園都市

- 1 緑の中で健康的に暮らせるまち（健康）
- 2 水と緑の資産を引き継ぐまち（継承）
- 3 山辺と川辺の緑がつながるまち（連携）
- 4 安全・安心を緑が支えるまち（防災）
- 5 ともに緑を支えるまち（協働）
- 6 緑で都市のイメージを高めるまち（個性）

公園都市とは・・・

まち全体がまるで公園のように、緑豊かで美しく、自然や環境に恵まれ、安全で快適で、やすらぎのある、そして、人と人がふれあい、すべての人々に愛され、いつまでも住みつづけたくなるまちです。



2 目標値

(1) 緑の基本計画の目標年次

緑の基本計画の目標年次は尾張旭市都市計画マスタープランと整合させ、令和7年度とします。ただし、計画の進捗を確認するために、今回、中間見直しを実施しました。

(2) 人口・市街地規模のフレーム

緑の基本計画の前提となる人口フレームは、当初計画では、尾張旭市都市計画マスタープランの数値をもとに設定しましたが、中間年次の人口については市統計データを用いて設定しました。

表：人口・市街地規模のフレーム

		(H17) 国勢調査	当初計画 平成22年度	中間年次 令和元年度	目標年次 令和7年度
人口(人)	市街化区域	72,792	76,100	77,943	76,372
	都市計画区域	78,394	82,000	83,595	81,910
面積(ha)	市街化区域	1,178	1,178	1,180	1,180
	都市計画区域	2,103	2,103	2,103	2,103

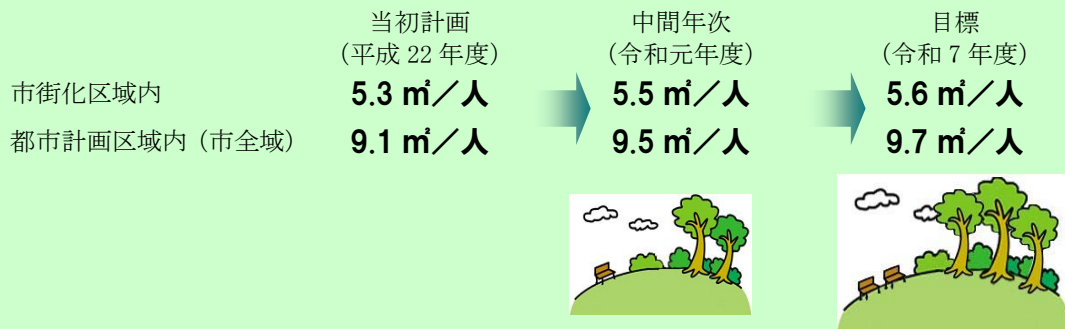
市街化区域内の現況及び将来人口を算出するに当たり、尾張旭市人口ビジョンを参考としました。

（3）都市公園の整備目標水準

都市公園法施行令第1条では『都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は10㎡以上』とされており、また、『市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は5㎡以上』と規定されています。こうしたなか、目標年次における本市の都市公園の整備目標水準を次のとおり設定しました。

都市公園の整備目標水準

一人当たりの都市公園面積



	当初計画 平成22年度	中間年次 令和元年度	目標年次 令和7年度	国の目標値
市街化区域 (㎡/人)				
上段中間見直し時数値	5.3	5.5	5.6	5
下段当初計画時数値		5.4	5.6	
都市計画区域(市全域)(㎡/人)				
上段中間見直し時数値	9.1	9.5	9.7	10
下段当初計画時数値		9.1	9.4	

都市計画区域における一人当たりの都市公園面積は、目標年次が9.4㎡/人としていましたが、公園の整備状況や人口ビジョンの数値を鑑み、9.7㎡/人に時点修正することとします。

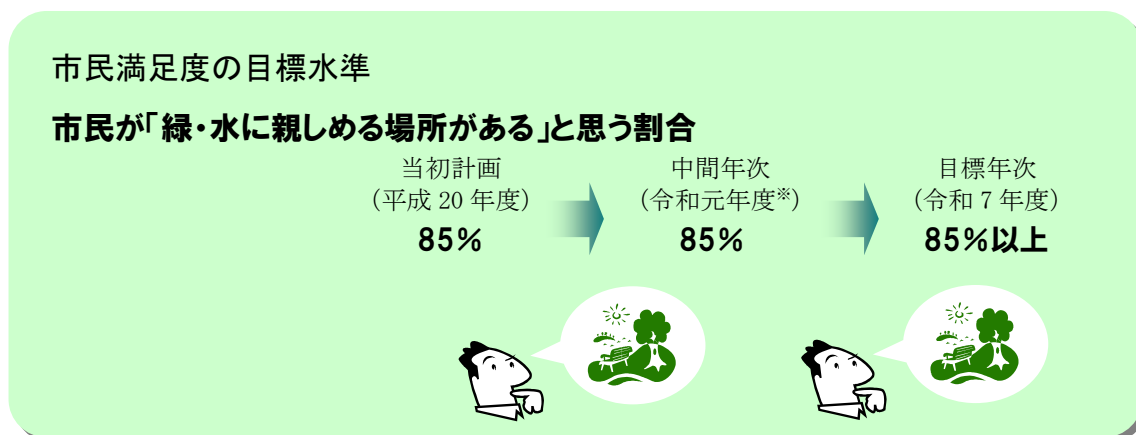
当初計画時においても、中間年次においても、これまで土地区画整理事業などによる公園整備や旧来からあるため池を活用した遊歩道等の整備、矢田川の河川敷を活用した河川緑地の整備などが進み、市街化区域内の一人当たりの都市公園面積は国の目標値より上回っていますが、市全域ではこれを若干下回っている状況にあります。

このため、市民との協働による既存公園のさらなる活用や、施設のリニューアルなどといった「既存ストックの活用」「公園施設の魅力向上」「質の改善」を実施するとともに、身近な樹林地や農地の活用などについても市民とのさらなる協働により進めていくこととします。

（4）市民満足度の目標水準

市民アンケート結果によると、市民が「緑・水に親しめる場所がある」と思う割合は当初計画においても、中間年次においても、85%を維持しています。

目標年次では、この割合をさらに高められるよう、公園や緑地等の魅力を向上させます。



（出典：市民アンケート）

※中間見直し時には平成 30 年度市民アンケート結果までの公表であったため、当該結果を用いています。

3 緑の将来像

市民、事業者、行政が協働で緑のまちづくりを進めていくために、本市の緑の将来像を以下のように定めます。

都市計画マスタープランでは、一部の農地で工業系用途への見直しが行われたため、緑の基本計画もこれに整合させるために中間見直しに合わせて変更することとしましたが、できる限り緑化に努めるよう、開発指導要綱等により指導します。

図：緑の将来像



◀○○○▶ 緑の環境軸	・北部丘陵地及び矢田川は、良好な緑と水辺空間として保全活用されています。
緑の資産	・北部丘陵地の豊かな緑は資産であり、防災や環境保全、生物多様性の確保、レクリエーション、景観形成などとして保全活用されています。
山辺の緑	・北部丘陵地の緑辺部は市街地との間にある大切な緑であり、里山林や市民緑地、観察林などとして市民の身近な緑として親しまれています。
河川・ため池	・公園や農地と連担した自然豊かな水辺として、河川、ため池周辺の農地などとネットワーク化されています。
川辺の緑	・スカイワードあさひからも眺められる矢田川左岸の河岸段丘の貴重な樹林は川辺の緑として保全されています。
緑あふれるまちなみ	・市街地には公園、社寺林、ため池、学校、住宅地や事業所の緑など、多様な緑がまちなかにみられます。
農地	・まとまりのある優良農地は保全され、緑のもつ多様な機能を有している重要な緑として、農地に隣接するため池、公園などとネットワーク化されています。
緑のネットワーク	・緑の環境軸である北部丘陵地と矢田川を結び、周辺の公園や社寺林、農地、ため池などにつながる緑のネットワークは街路樹や沿道の民有地の緑などで緑豊かな空間になっています。
公園都市の玄関口にふさわしい緑	・公園都市の玄関口にふさわしい緑豊かな駅前広場や駅周辺は建物緑化などにより、花や緑に彩られた空間になっています。

第3章 基本方針と施策体系

1 緑のまちづくりを実現するための基本方針

基本テーマである『ともに守り ともに育てる 緑あふれる公園都市』を実現するために、以下の基本方針を定め、将来イメージを示します。

(1) 緑の中で健康的に暮らせるまち（健康）

【基本的な考え方】

市民一人ひとりが健康で、日常の暮らしの中で気軽にふれあえる身近な水や緑があり、大人と子どもも含めたみんなが豊かな緑の中で、健康的で快適な暮らしができるまちづくりを進めます。

【将来イメージ】

- ・歩いて行ける距離に公園や広場が整備されていて、日常的に利用できます。
- ・散策途中の公園や緑地、ポケットパークなどには健康遊具やベンチが配置され、ウォーキングしながら気軽にトレーニングできる環境が整備されています。
- ・木陰や民有地の豊かな緑のあるウォーキングコースがネットワーク化され、楽しみながらウォーキングやジョギングが楽しめます。
- ・市街地においても街路樹や公園の緑、住宅地や工場などの緑により、四季の移り変わりや心のやすらぎが感じられます。
- ・ため池や樹林で多様な自然環境とふれあい、心身ともにリフレッシュできます。
- ・休耕地がなく、市民農園では農作業を通じた健康づくりが行えます。
- ・土地区画整理事業が円滑に進んでおり、緑豊かな公園や緑地などが適正に配置されています。

(2) 水と緑の資産を引き継ぐまち（継承）

【基本的な考え方】

矢田川と北部丘陵地は、本市の自然景観の代表です。これらを将来にわたり健全な状態で継承していくまちづくりを目指します。

【将来イメージ】

- ・矢田川やため池が気軽に市民が憩い、自然環境が感じられる水辺空間として活用されています。
- ・小幡緑地から多度神社、森林公園にかけて連なる北部丘陵地は、里山林としての活用や希少植物が保護されるエリアとして豊かな緑と生態系が守られています。また、豊かな樹林や草地により、ヒートアイランド現象¹の緩和がなされています。
- ・市民が親しみと誇りをもち、ボランティア活動などにより特定外来種の駆除や適切な維持管理により、矢田川の水辺や北部丘陵地の樹林が健全な状態で守られています。
- ・まとまりのある農地が保全されており、休耕地では景観作物などが栽培されています。

1 ヒートアイランド現象：都市部の気温が周辺郊外部に対して、等温線を書いたときに島状に高くなる現象をいい、単に都市が温暖化するだけでなく、熱中症等の健康被害、大気汚染や集中豪雨など種々の環境影響との関連が懸念されています。

(3) 山辺と川辺の緑がつながるまち（連携）

【基本的な考え方】

矢田川と北部丘陵地を歩行者ネットワークで結び、安心して楽しみながら回遊できるまちづくりを進めます。

【将来イメージ】

- ・ 矢田川と北部丘陵地を結び、公園都市にふさわしい緑の中を歩いたりサイクリングしながら楽しめるまちづくりが進められています。
- ・ 道路緑化だけでなく、民有地の緑が増えて緑のある道づくりが進められています。
- ・ ため池や公園、農地、社寺林などともネットワーク化しており、多様な生物の移動ネットワークとしても機能しています。
- ・ 山辺から川辺にかけて公園やため池、ウォーキングコースなど、観光レクリエーションの場として活用されています。
- ・ 多様な生物が北部丘陵地や矢田川、点在する社寺林やため池で生息、生育しています。

(4) 安全・安心を緑が支えるまち（防災）

【基本的な考え方】

雨水の流出抑制や土砂の流出、土砂崩れなどの防止といった、私たちの安全・安心な暮らしを支える緑の保全を図ります。

また、災害時の身近な避難場所となる都市公園等については、災害対策機能の充実を図ります。

【将来イメージ】

- ・ 民有地に延焼防止のための緑や、生垣が多くみられます。
- ・ 災害や火災時における延焼の抑制などにつながる、街路樹の植栽が進められています。
- ・ 豊かな緑を確保しながら、公園や緑地の利用者の安全確保と防犯対策の強化が図られています。
- ・ 都市公園等では災害対策機能の充実が図られています。
- ・ 雨水の流出抑制、土砂流出、土砂崩れなどの防止機能を有するまとまりのある樹林地が保全されています。
- ・ 洪水調整機能を有するまとまりのある農地が保全されています。

(5) ともに緑を支えるまち（協働）

【基本的な考え方】

緑化の推進や緑地の保全には、市民、事業者、行政などとの協働による作業が不可欠であり、緑のまちづくりを協働により支えていきます。

【将来イメージ】

- ・市民、事業者による自主的な緑化の推進や、緑に関わるNPOや市民活動への支援が行われています。
- ・市民や事業者が緑に対する関心を高めるために多様な情報提供が行われ、緑に関わる専門知識や技術を持つリーダー的人材やコーディネーター的人材の育成、人材発掘などの『緑に関わる人づくり』が進められています。
- ・スポットガーデン²やオープンガーデン³における地域や団体、個人での緑の活動が充実し、また、支援されています。
- ・ため池や樹林地が地域住民との協働により、身近にふれあえる水辺あるいは緑地として整備されています。
- ・街区公園やちびっ子広場などについては、地域住民との協働により、地域のニーズに合った身近な公園として広く活用されています。
- ・戸建住宅や共同住宅では、建物周辺やベランダで花や実、紅葉など四季を通じて楽しめる植栽が行われています。
- ・工場や事業所の敷地外周や駐車場、屋上などでは、緑化されて緑豊かな空間になっています。
- ・「みどりの少年団」⁴の活動が充実し、世代を超えた連携が図られています。

2 スポットガーデン：地域の環境美化を目的とし、道路建設に伴う残地等に花壇を設置し、市民の方と市が一体となった環境美化活動の推進をはかっている場所をいいます。

花壇の企画・草花の育成や除草等については地域住民によるボランティアグループが実施し、活動に必要な物品や用具については市が支給しています。

3 オープンガーデン：ガーデニングの本場イギリスで始まり、個人の庭などを一定期間、一般に公開する活動をいいます。

4 みどりの少年団：次代を担う少年少女達が自然に親しみみどりを育む活動を通じて、健康で心豊かな人間性と団活動により、責任と協力の心を培い、明るい社会人に育つことを願って平成22年8月に尾張旭みどりの少年団が結成されました。主に野外活動や学習活動、奉仕活動等を行っています。平成29年11月に市内の全小学校においてみどりの少年団が結成され、尾張旭市のみどりの少年団は10団となりました。各小学校のみどりの少年団は、主に学習活動を行っています。

(6) 緑で都市のイメージを高めるまち（個性）

【基本的な考え方】

「公園都市」のイメージを市民や市への来訪者に対して高めるために、緑化や緑の保全によるまちづくりを進めます。

【将来イメージ】

- ・印場、旭前、尾張旭、三郷の各駅が公園都市の玄関口として、花と緑が豊かな駅前広場になっています。
- ・各駅前広場だけでなく、駅周辺の民有地においても緑化が進められ、花と緑が豊かな駅前空間になっています。
- ・既存のまとまりのある緑地や農地、ため池などを活用して、本市独自の水と緑のまちづくりが進められています。
- ・御嶽山や猿投山、瀬戸方面の山並みが矢田川や、長坂町、上の山町の眺望場所から、ゆったり休憩しながら眺められます。

2 施策の体系

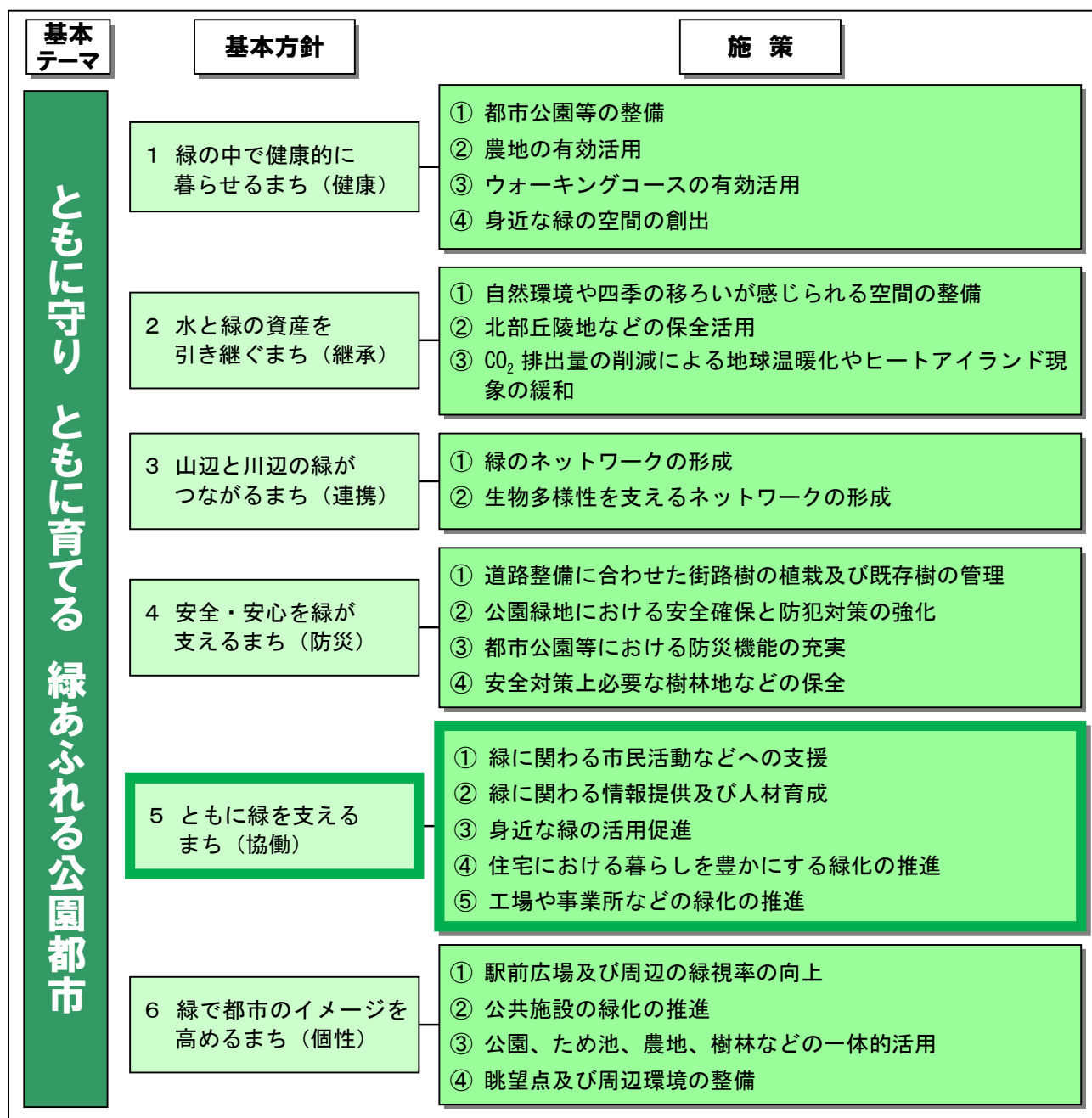
本市の水と緑の基本となる矢田川や北部丘陵地、農地、社寺林などを守り、活用し、育てることが大切です。

これらの緑をつなぎ、市民にとって魅力あるものとするために、緑化推進や緑地保全などを市民や事業者と協働で進めていく必要があります。

計画の基本テーマである『ともに守り ともに育てる 緑あふれる公園都市』を実現するため、基本方針を施策の体系として次のとおり定めます。

中間見直し時の目標達成状況及び、全国植樹祭の開催による緑化意識やまちへの愛着が醸成されつつあることから、緑の重要性や緑に関する情報発信などのPRを実施し、ソフト面の充実を図るために、今後は市民との協働、民有地の緑化促進、緑のまちづくりに関わる情報発信や機会づくり、公共施設の緑化による市民への緑のまちづくりの大切さの周知を進めることが必要です。

これらのことから、市民協働が今後の緑の施策では特に重要であると考えて、重点的に基本方針5の「ともに緑を支えるまち（協働）」を実施していくこととします。



第4章 緑のまちづくりの施策

基本方針 1 緑の中で健康的に暮らせるまちづくりの施策（健康）

施策① 都市公園等の整備

- ・土地区画整理事業などにより、身近な緑豊かな公園整備を進めます。
- ・公園の整備や改修を行う場合には、ワークショップ等を行い、施設の内容を地域住民と協働で検討し、既存ストックの活用や質の改善などにより、公園の魅力を高めていきます。

施策② 農地の有効活用

- ・農地は機能の維持を基本とし、休耕地については、農地としての活用を促進します。
- ・地域住民が農業者の指導や協力を仰ぎながら農とのふれあいや収穫の喜びが感じられるように、市民農園としての活用方策を検討します。
- ・農業者と地域住民が一緒になって農地保全や活用に取り組めるように、農業体験や交流の場の機会を設け、農業への理解と関心の向上を働きかけます。
- ・農地の一時的な利用として、コスモスなどの景観作物による活用を継続します。
- ・生産緑地所有者には、引き続き適切な生産緑地の管理を依頼します。

施策③ ウォーキングコースの有効活用

- ・ウォーキングコースに隣接する公園などにはベンチや休憩施設、健康遊具などを整備することにより、憩いの空間づくりやウォーキングをしながら気軽にスポーツを楽しんだり、健康づくりや体力づくりができる環境整備を進めます。
- ・ウォーキングコースに隣接するため池や樹林では、案内板の設置や、遊歩道の設置、親水空間の整備などにより、多様な自然環境とふれあえる環境づくりを進めます。

施策④ 身近な緑の空間の創出

- ・山辺の散歩道を市民との協働により保全し、身近な緑の空間の創出に努めます。
- ・放棄された樹林については、動植物の生息・生育空間を確保しつつ土地所有者などと協議し、人と自然の共生空間としての活用を検討します。
- ・小中学校は、市内に概ね均等に分布している大きなオープンスペースであり、これらの校庭にある緑化スペースや学校ビオトープ⁵空間などを保全活用します。
- ・工場や事業所などが所有している緑地や緑化スペースは、事業に支障の無い範囲で自然観察の場や里山空間などとして活用し、地域の身近な緑の空間として開放することの重要性を事業者などに周知していきます。
- ・市街地の中の生物の生息空間が少ないことから、家庭の庭やベランダでの生物の生息空間の再生を促進します。

5 ビオトープ：近年ドイツでつくられた言葉で、「BIO（ビオ）」が「生きもの」、「TOP（トープ）」が「場所」という二つの言葉が合わさってできたもので、地域の野生の生きものが暮らす場所という意味になります。



城山公園前農地のコスモス



山辺の散歩道



矢田川河川緑地

基本方針2 水と緑の資産を引き継ぐまちづくりの施策（継承）

施策① 自然環境や四季の移ろいが感じられる空間の整備

- ・ 矢田川は既存の自然環境をできる限り活かしつつ、人と自然が共生し散策しながら季節を感じられる水辺空間を創出するため、特定外来種の駆除や適切な維持管理、案内板や休憩用のベンチを設置するなど、引き続き自然に配慮した整備を進めます。
- ・ 矢田川はより水辺空間に親しんでもらうため、自転車の整備を進めていきます。
- ・ 維摩池周辺は豊かな水辺環境であり、西側の広場についても健康遊具などを設置し、憩いの場として整備を進めます。
- ・ 全国植樹祭の理念を継承し、花の里親や苗木のスクールステイなど、緑を育てることの大切さを持ち続けるような活動の継続を検討します。



矢田川

施策② 北部丘陵地などの保全活用

- ・ “あいち森と緑づくり事業制度”⁶などを活用し、里山林の手入れや身近な緑づくり、体験学習や緑づくり活動などの支援を検討します。
- ・ 北部丘陵地などの豊かな樹林地は、本市の自然環境の骨格を形成する貴重な自然であるため、生物多様性に配慮し、市民との協働により保全施策の実施を検討します。
- ・ 公園愛護会が行う自然観察会等をより周知し、市民に山辺の散歩道の利用を促します。



山辺の散歩道

⁶ あいち森と緑づくり事業制度：愛知県において、森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、平成21年度から「あいち緑づくり税」を導入し、その収収等により、森林、里山林、都市の緑を整備保全する取り組みのこと。

施策③ CO₂排出量の削減による地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和

- ・ CO₂の吸収源として緑地の適正な保全に努め、民有地の森林についても適切な保全を啓発します。
- ・ 北部丘陵地、まとまりのある農地、矢田川、ため池などの緑と水は、ヒートアイランド現象を緩和させるものであることを広く市民に周知し、市民との協働により保全施策の実施を図ります。
- ・ 既存の街路樹の成長の促進や、緑のボリュームの向上によって涼しく快適に歩ける道路づくりを進めるため、



桜の根上がり対策が必要

根上がり防止対策や植栽基盤の改良、生育空間の確保などにより、街路樹の生育環境の改善を図ります。

- ・公園や緑地において、緑被率が低い箇所については積極的な緑化を行い、適切な維持管理を行います。

基本方針3 山辺と川辺の緑がつながるまちづくりの施策（連携）

施策① 緑のネットワークの形成

- ・北部丘陵地と矢田川、天神川の緑のネットワークを形成するために道路緑化を進めます。
- ・緑のネットワークに隣接あるいは近隣する公園、ため池、樹林地、保存樹や保存樹林などについては、歩行スペースの確保や道路の美装化、案内サインの設置、街路灯や防犯灯の設置などにより、安心して楽しく歩ける歩行環境づくりを検討します。
- ・市内に点在する豊かな社寺林は、地域の身近な緑の資産であり、これらの社寺林と周辺の河川やため池、公園や緑地、歴史的な資源、ウォーキングコースなどを街路樹や、民有地緑化などにより緑のネットワーク化を進めます。



民有地の緑



シンボリックな緑



市民プール南側の
まとまりのある樹林地



矢田川沿いの社寺林
（一之御前神社）



多度神社の豊かな緑



八幡神社の豊かな緑

施策② 生物多様性を支えるネットワークの形成

- ・既存の樹林地の保全を図る際には、緑量や自然地の空間の確保だけでなく、生物にとって良好な生息・生育空間となるよう、樹林地の管理や近隣の河川やため池などとあわせて質の向上を図ります。
- ・本市はあいち生物多様性戦略 2020（平成 25 年 3 月）の東部丘陵エリアに含まれ、丘陵地に分布する湧水湿地の保全や、大学や学校との協働や、公共施設での生物の生息生育空間の保全・再生を図ります。



矢田川を泳ぐ水鳥

基本方針4 安全・安心を緑が支えるまちづくりの施策（防災）

施策① 道路整備に合わせた街路樹の植栽及び既存樹の管理

- ・新設する道路については、できる限り延焼の抑制などに効果のある街路樹の植栽を行います。
- ・既存の街路樹については、生育状況を確認し良好な生育環境（土壌改良、施肥など）を創出し、緑のボリュームの向上に努めます。



緑豊かな歩道空間



高木と低木の緑化



ボリュームのある緑

施策② 公園緑地における安全確保と防犯対策の強化

- ・公園内の見通しの確保や樹木の適切な維持管理などにより、安全面と防犯対策の強化を図ります。
- ・公園施設の安全確保のために定期的な安全点検を継続するとともに、公園施設長寿命化計画⁷の策定を検討します。

7 公園施設長寿命化計画：都市公園の公園施設において、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理の下で、既存施設の長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うことを目的として作成するものです。



城山公園

施策③ 都市公園等における防災機能の充実

- ・新設及び既存の都市公園等については、必要に応じて防火用水の確保、備蓄倉庫、耐震性貯水槽などの災害対策機能の充実を図ります。

施策④ 安全対策上必要な樹林地などの保全

- ・土砂流出、土砂崩れなどの防止や火災時の延焼抑制となる樹林地については、所有者等に保全の必要性を周知し、樹林の保全を図るよう働きかけます。
- ・洪水調整機能を有するまとまりのある農地については、保全を図ります。



ため池沿いの豊かな樹林



北部丘陵地の豊かな樹林



矢田川左岸の川辺の緑

基本方針5 ともに緑を支えるまちづくりの施策（協働）

施策① 緑に関わる市民活動などへの支援

- ・行政は、市民や事業者による緑に関わる活動を支援するように努め、現在行っている助成及び支援制度の拡充を検討します。
- ・緑に関わる市民活動に対して、広く情報提供を行い、併せて効果的な方法を検討します。
- ・スポットガーデン、オープンガーデンなどの活動を広く市民に周知し、緑のスポットを点から面（地域）へと広げ、地域ごとに特色ある緑のまちづくり活動や検討を支援します。



矢田川での階段の補修



矢田川での水質調査



スポットガーデン

施策② 緑に関わる情報提供及び人材育成

- ・緑に関する人材発掘を実施し、適任者の派遣を実施する仕組みづくりを検討した上で、緑と人をつなぐコーディネーター役を地域に派遣するよう、努めます。
- ・高齢者の方の庭木や生け垣などの維持管理を行うための、ボランティアを養成するための講座の開催を検討します。
- ・緑化イベントなどの開催や、戸建住宅、事業所などを対象とした魅力的な緑化手法などを紹介し、緑化意識の啓発を図ります。
- ・公共施設、大型商業施設、工場などの緑化を進めるために、緑化マニュアルやパンフレットによる情報発信の必要性を整理し、作成を検討します。
- ・「みどりの少年団」の活動を支援し、活動内容などの充実を働きかけます。

施策③ 身近な緑の活用促進

- ・街区公園やちびっ子広場などについては、地域住民との意見交換会や勉強会により地域のニーズにあった公園などに再生を図ります。
- ・ため池や樹林地は、地域住民との協働により自然観察や里山林として保全活用することを検討します。
- ・公園愛護会が行うウォーキングや自然観察会などのイベントをより広く周知し、支援します。また、公園の更なる魅力向上を図るため、公園の利活用促進について検討します。

施策④ 住宅における暮らしを豊かにする緑化の推進

- ・戸建住宅では花や実、紅葉など、四季の移ろいが楽しめる緑化、マンションなどの共同住宅では、建物周辺の緑化や身近な緑が楽しめるベランダなどへの緑化、道路を歩く人も楽しめる沿道緑化を働きかけます。
働きかけに当たっては、緑が楽しめる緑化パンフレットづくりを検討します。
- ・緑豊かな地域づくりを進めるために、条例や地区計画制度などにより、緑に関わるルールづくりを検討します。

第4章 緑のまちづくりの施策

- ・現在本市が行っている「生垣設置助成」や「住宅取得記念植樹引換券の贈呈」についても継続して実施し、今まで以上に利用されるよう、市民への周知方法や制度の改善を検討します。
- ・市の花であるひまわりの種子の配布や、イベント時の苗木の配布を継続して行い、植物を育てる楽しさを感じてもらい、民有地の緑化を推進します。



民有地の緑化



緑豊かな住宅地



緑豊かなまちかど

施策⑤ 工場や事業所などの緑化の推進

- ・工場や事業所などの施設は、敷地外周や駐車場の緑化、屋上緑化などを進めやすいよう地域の緑としての貢献などによる制度の創設を検討し、ヒートアイランド現象の緩和や地域の緑として貢献するよう働きかけます。



学校給食センターの屋上緑化



建物外周の緑化



建物外周の緑化

基本方針6 緑で都市のイメージを高めるまちづくりの施策（個性）

施策① 駅前広場及び周辺の緑視率の向上

- ・印場、旭前、尾張旭、三郷の各駅では、駅を出た際の緑視率（次頁参照）が25%以上となり、市民及び来訪者が「緑豊かな空間」と感じられるように、立体花壇、フェンス緑化、地被植栽、高中木植栽の補植などによる緑視率の向上を図ります。
- ・駅前ロータリーで活動しているボランティア団体への支援をより積極的に行い、市民と協働して緑化活動の充実を図ります。
- ・印場、旭前、尾張旭の各駅では、継続して市民によるフラワーポットの緑化を実施し、三郷駅は今後まちづくりが進む中で誘導していきます。
- ・各駅前広場だけでなく、駅周辺においてもベランダ緑化、壁面緑化、建物外周植栽などを働きかけ、駅周辺が緑豊かな空間となるよう努めます。



印場駅



旭前駅



尾張旭駅



三郷駅

【緑視率】

参考

国土交通省では、都市の緑の景観・心理的效果を検証するために、東京都心の再開発地区で都市の緑量と心理的效果の相関関係を解析する社会実験調査を行いました。

調査結果より、以下のことが示されています。

- ・緑視率が高い場所（25%以上）ほど、その場所について「安らぎのある」「さわやかな」「潤いのある」と感じる人の割合が高い。
- ・都市の緑は、人々をひきつける効果（商業施設などにおける集客効果につながるもの）が期待されている。

※資料：都市の緑量と心理的效果の相関関係の社会実験調査について

（国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課 緑地環境推進室）平成 17 年 8 月 12 日 記者発表資料

尾張旭駅北口に降り立ち、最初に目に入る景色の緑視率を計測すると平成 22 年度では、約 10%でしたが、令和元年度では約 9%となり、約 1%の緑視率が減少しましたので、緑視率の向上が必要であると考えます。



■当初計画（平成 22 年度）緑視率 約 10%



■中間年次（令和元年度）緑視率 約 9%



■舗装の芝生化や、壁面緑化、高木植栽などで緑視率を約 25%にした場合（参考イメージ）

市内の他の地域でも緑視率を算出してみました。

緑視率が高い場所は安らぎ感やさわやか感、潤い感が感じられます。

※緑の基本計画の「緑視率」とは、撮影した写真の中に占める緑の割合を示しています。



■緑の多い空間（約 55%）



■緑の豊かな商業地（約 50%）

施策② 公共施設の緑化の推進

- ・公共施設の緑化を推進し、市民、事業者のお手本となるように多様な緑化手法を検討するとともに、市民へ情報提供しながら緑化推進を広げていきます。



新池交流館・ふらっとの駐車場緑化



市役所の緑のカーテン



保健福祉センターの緑のカーテン

施策③ 公園、ため池、農地、樹林などの一体的活用

- ・公園、ため池、農地、樹林などが連なる区域については、一体的な活用を図り、各区域において、ため池や農地、樹林などが持つ個々の特性を活かしながら、連携した緑豊かな空間づくりを進めます。
- ・濁池については、市民との協働により環境に配慮した活用を検討します。また、平池については、尾張旭駅に近接している貴重な水と緑の空間であり、緑被地の増加や、周辺の桜並木を活用した整備を検討します。



濁池



平池



維摩池

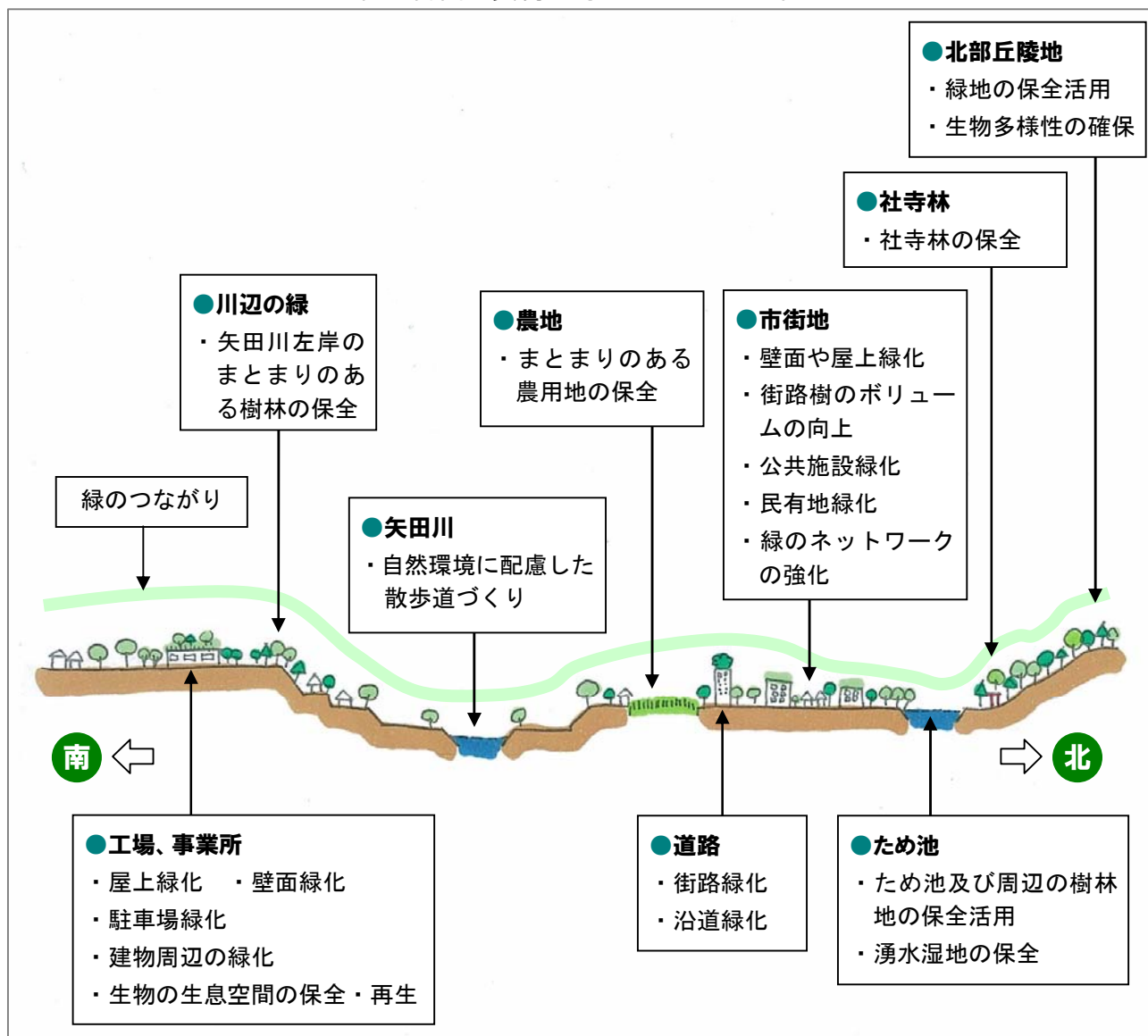
施策④ 眺望点及び周辺環境の整備

- ・御嶽山や、猿投山、瀬戸方面の山並み景観は本市の特徴のひとつであり、これらが眺望できる場所を眺望点としてベンチや山並みの案内板などの設置を検討します。
- ・眺望点となる場所周辺に樹林地などがある場合は適切な維持管理を働きかけ、それらの緑と山並みが重なり合うように、また、眺望の妨げとならないように配慮します。

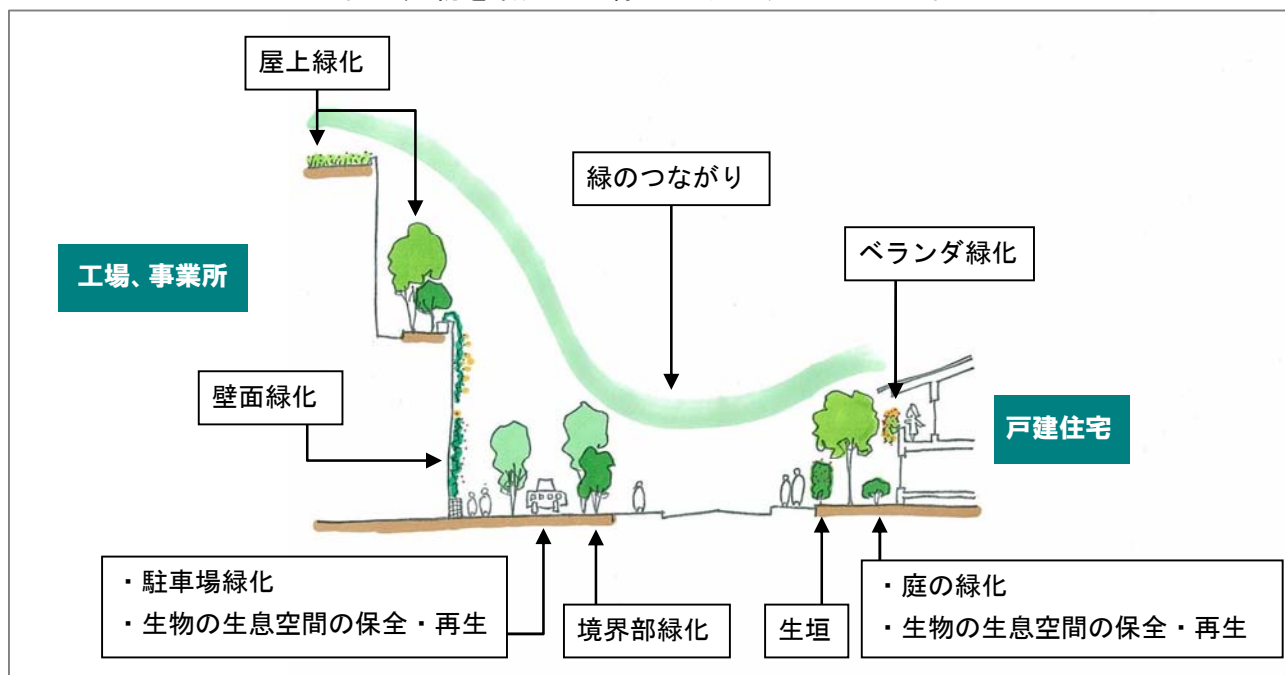


瀬戸方面の山並み

図：計画の実現に向けてのイメージ図



図：建物を活用した緑のつながりのイメージ図



第5章 緑化重点地区における緑化推進

1 緑化重点地区における緑化方針及び施策

(1) 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づき、緑の基本計画で設定する「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

緑化重点地区では、具体的な緑化の方向性や緑化手法などを策定し、緑の基本計画が目指す将来像をモデル的に具体化します。

このように、緑化重点地区での緑化推進を具体化することで、緑化意識の高まりなどの波及を図り、緑化重点地区自体が都市の骨格的な緑の一部を構成することにより、緑の将来像の早期実現を目指すものです。

(2) 緑化重点地区の設定

今後の本市における緑のあり方は、市民、事業者などとの協働による緑の保全・育成・整備が必要となります。また、市民生活の中心となる市街化区域内での展開が重要となります。

以上の考え方にに基づき、市街化区域内を中心とした4地区を緑化重点地区に設定し、道路や公園などの公共事業による緑化とあわせて、住民による民有地の緑化推進など、市民、事業者、行政が連携した市民参加による緑化を重点的に進めます。

(3) 緑化重点地区の緑化方針及び施策

4地区の緑化重点地区における緑化方針及び施策について、以下に示します。

① 市街化区域の緑被率の増加（市街化区域緑化重点地区）

【緑化方針】

緑の創出を図る中で、公共施設の緑化や公園緑地の整備については行政が主体となって取り組むものですが、民有地の緑化については、市民や土地所有者などの協力が得られなければ困難となります。中間年次に確認したところ尾張旭駅周辺では民有地の緑被地が宅地や駐車場に利活用されたことにより、約0.31ha減少しました。

市街化区域内の大部分が民有地で占められている本市においてはその緑化が重要となるため、市民、事業者、行政が協働で緑被率の増加を目指し、緑に関わる人や緑に関わる機会や、緑に関わる場を増やします。

【施策】

- ・緑の効用や、植物の紹介に関するパンフレットなどの配布を始めとする情報発信や啓発を行い、広くPR活動し、地域住民の緑化活動への参加を拡充します。
- ・比較的低層の住宅地などでは、利用度が高まるような生垣補助制度の見直しを図り、地区計画などの導入による民有地緑化の新たな補助制度（壁面緑化など）を検討します。
また、マンションなどの集合住宅については敷地内における緑化や屋上、ベランダにおける緑化を誘導するとともに、道路に面した緑化スペースの確保を誘導していきます。
- ・大規模商業施設などでは、補助事業を検討し、屋上緑化、壁面緑化など、土地所有者や事

業者が緑化の推進に取り組みやすいよう配慮していきます。

また、今後新たに大規模建築物が立地する場合には、道路に面して公共性のある緑地の確保を誘導していきます。

- ・イベント等において苗木やひまわりの種の配布などを継続して行い、緑を育てる機会や緑にふれあう楽しみを増やしていきます。
- ・既存の高木の緑のボリュームアップを図るために、良好な生育環境の維持を図るよう、植生基盤の改良等に努めます。

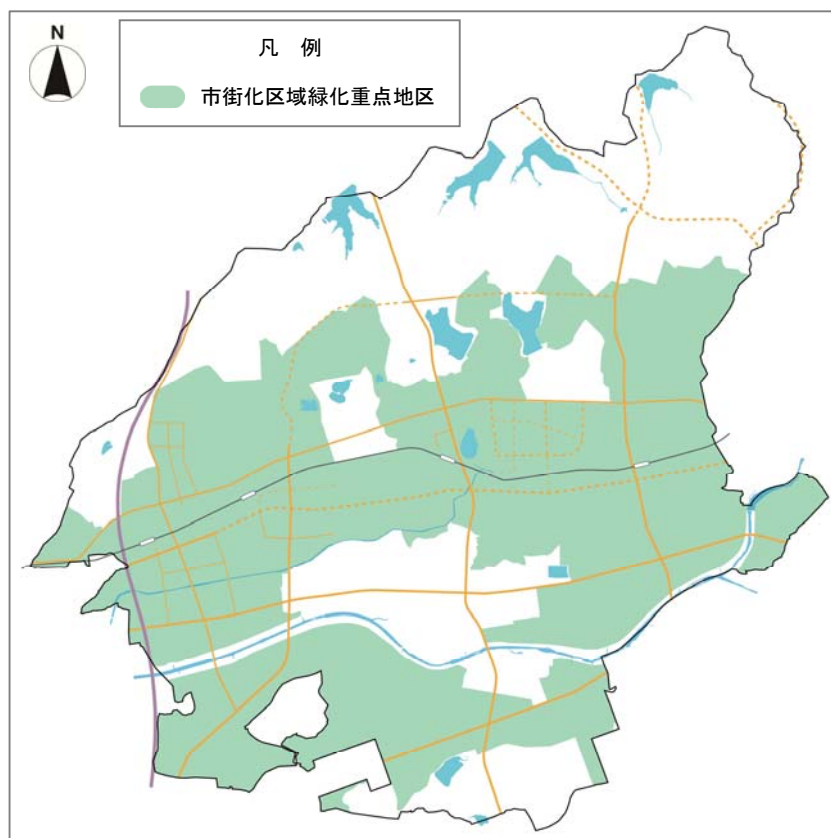
（目標）自ら緑を育成している市民の割合

当初計画（平成 22 年度） 中間年次（令和元年度） 目標年次（令和 7 年度）

53% → 49% → 65%

（出典：市民アンケート）

図：市街化区域緑化重点地区位置図



プランターの窓辺緑化



プランターの緑化



窓辺の緑化

② 駅周辺の緑化推進（駅周辺緑化重点地区）

【緑化方針】

公共施設が集積し、位置的にも機能的にも本市の中心となる尾張旭駅周辺では、敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化を積極的に進め、緑化のモデルにふさわしい質が高く緑豊かな街区となるよう緑化を進めていきます。

ただし、尾張旭駅周辺の緑被率については、当初計画の約12%が中間年次では約11%となっており、民有地の駐車場や宅地整備により約1%減少しています。

都市のコンパクト化や集約型都市といった流れから、駅周辺の民有地での緑被地の減少は避けることは難しいため、公共用地側での積極的な緑化推進と民有地の緑化のPRが必要です。

市民や事業者への情報発信を増加させつつ、公共用地側において、これまで以上に緑化を推進し、市民に対して緑が持つ機能の紹介などにより、緑のまちづくりへの参加を促すことが必要と考えます。

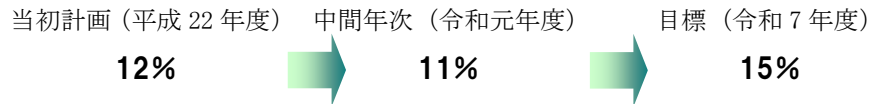
このようなモデル地区としての取り組みの成果を、モデル地区以外の他の駅周辺に広めていけるよう公共施設の緑化に努めます。

【施策】

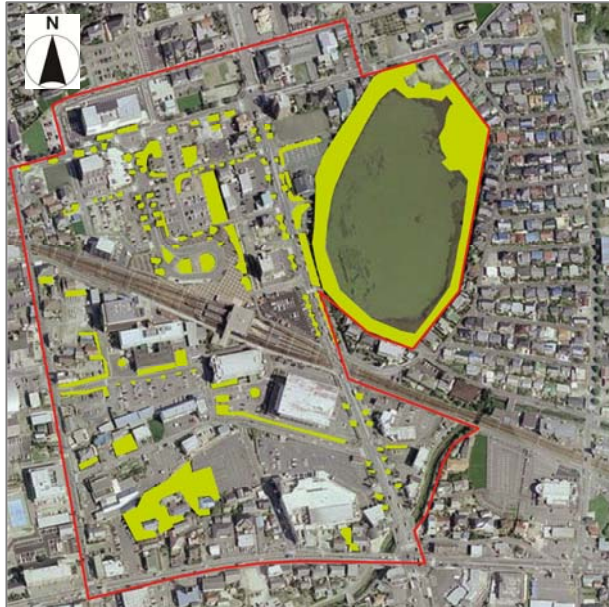
- ・公共施設については、より積極的な緑化の推進を図ります。単に緑地面積を増加させるだけでなく、敷地周囲の緑化や壁面緑化などみせる工夫を行います。
- ・民有地（駐車場など含む）や事業所については生垣緑化や壁面緑化などの緑化を推奨していきます。
- ・民有地の緑地についても緑被地の変動を把握し、緑化に努めるように誘導していきます。
- ・尾張旭駅周辺に隣接する平池については、桜が多くみられ、これら桜並木の活用を市民や事業者との協働により検討します。（PFI⁸の活用等）
- ・尾張旭市総合戦略に記述のある尾張旭駅前のにぎわい創出といった観点と緑化推進を合わせて考え、緑化推進を検討することが必要です。
- ・駅前ロータリーで活動しているボランティア団体への支援をより積極的に行い、華やかさにぎわいが感じられるような、質の高い緑化空間の維持を市民と協働して実施します。

8 PFI：民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

（目標）尾張旭駅周辺の緑被率の向上



図：尾張旭駅周辺緑被図（平成 22 年度）



区域面積：約 19.4ha
 緑被地面積：約 2.41ha
 緑被率：約 12%
 ※平成 15 年の航空写真をもとに修正し、緑被率を抽出

図：尾張旭駅周辺緑被図（令和元年度）

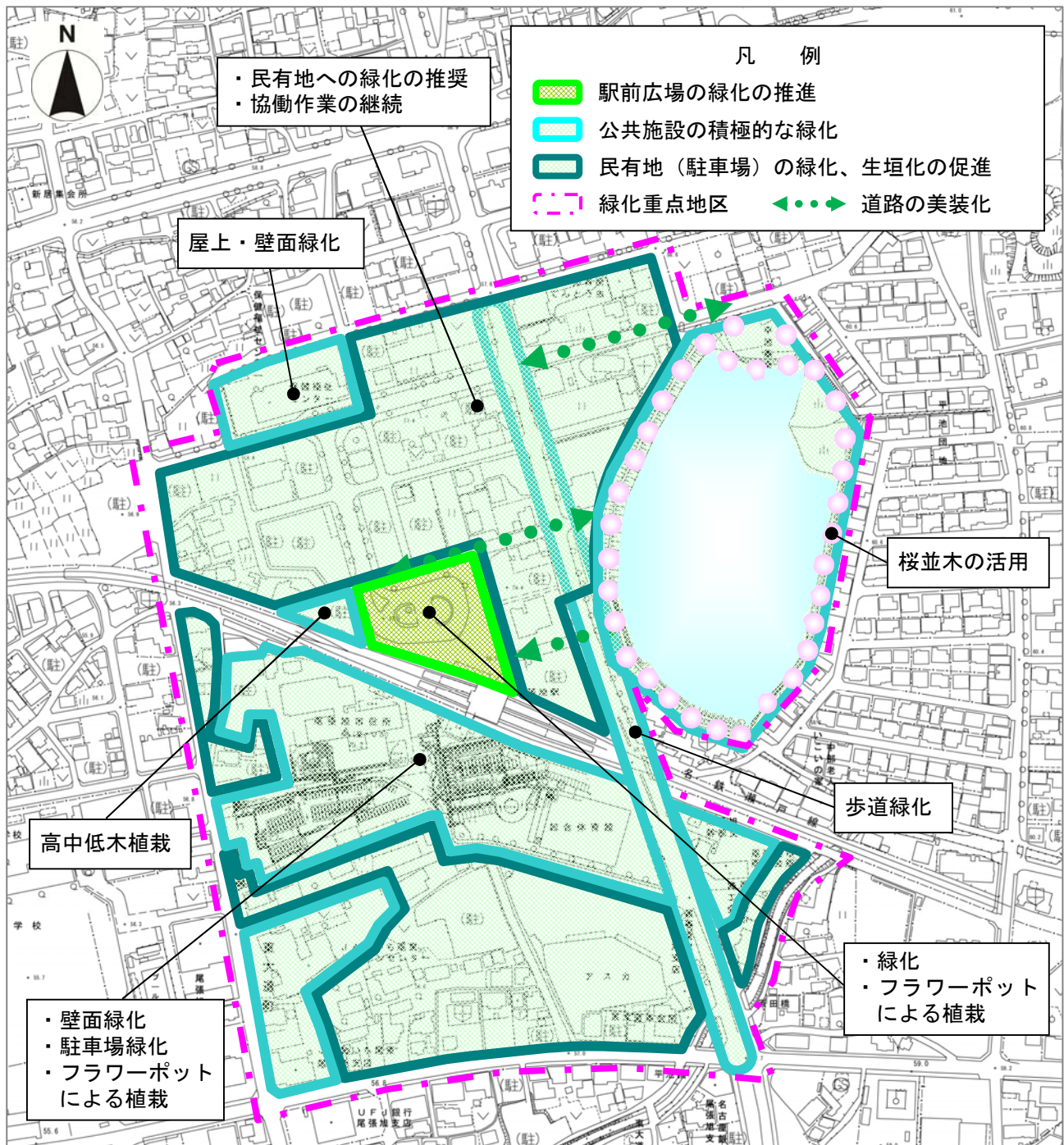


区域面積：約 19.4ha
 緑被地面積：約 2.10ha
 緑被率：約 11%
 ※平成 30 年の航空写真をもとに修正し、緑被率を抽出

尾張旭駅周辺



図：尾張旭駅周辺緑化重点地区位置図



平池及び周辺



③ 矢田川及び緑のネットワーク沿いの緑化推進

(矢田川及び緑のネットワーク沿い緑化重点地区)

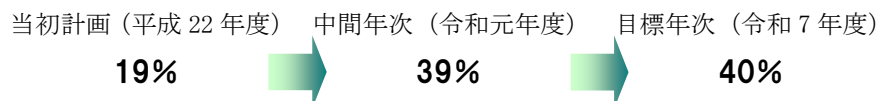
【緑化方針】

北部丘陵地と矢田川をつなぐ主要な幹線道路に緑を適切に配置し、幹線道路の歩行空間や矢田川河川敷などを活用した快適でやすらぎのある緑の回廊づくりを進め、快適な緑のネットワークを形成していきます。

【施策】

- ・ 矢田川を利用したウォーキング大会等、継続的なイベントの開催を行います。
- ・ 矢田川につながる幹線道路における街路樹の植樹などにより、さらなる道路緑化を進めるとともに、投影面積の大きな樹種の採用、剪定方法の工夫などにより緑陰効果を高め、快適な緑のネットワークを形成します。
- ・ 矢田川河川敷の親水空間づくりを進めるために、案内看板や休憩施設などを設置し、必要に応じて植樹することで、矢田川散歩道の整備を図ります。
- ・ 矢田川は、広域的な利用促進を促し、また、より多くの市民に水辺空間に親しんでもらうために自転車道の整備や散歩道の延伸を進めていきます。合わせて、矢田川に安心してアクセスするための車道空間のあり方について、市民等と協働して検討します。
- ・ 矢田川につながる幹線道路の歩道空間を中心に、市民との協働による樹木の維持管理や清掃活動などを進めます。
- ・ 街路樹の設置が困難な道路などについては、歩行者の通行が多い地域を中心として市民、事業者などの協力を求めつつ「スポットガーデン」などによる花と緑の憩いの空間づくりに努めます。
- ・ 土地区画整理事業などにより、新たに整備される主要な幹線道路については、植樹スペースに配慮した街路樹の植栽を進めます。

(目標)「矢田川散歩道」「山辺の散歩道」を利用したことがある市民の割合



(出典：市民アンケート)



平成 22 年度実施「矢田川水辺の緑の回廊」整備による植樹の様子

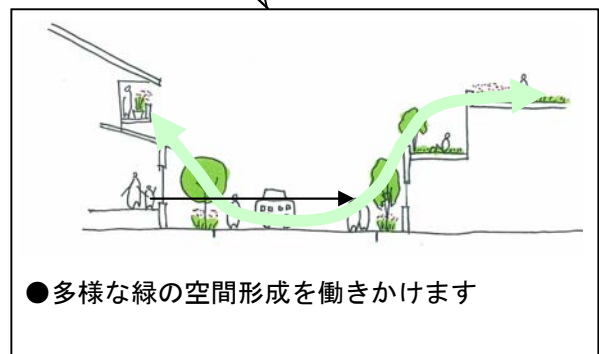
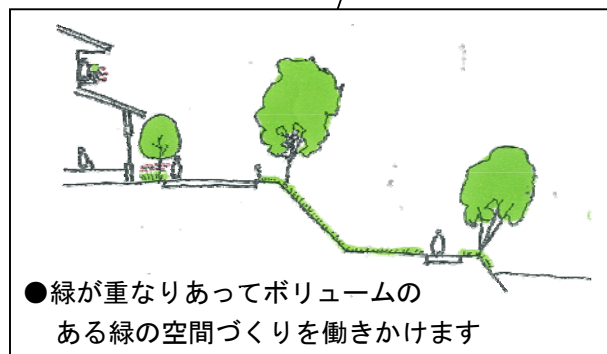
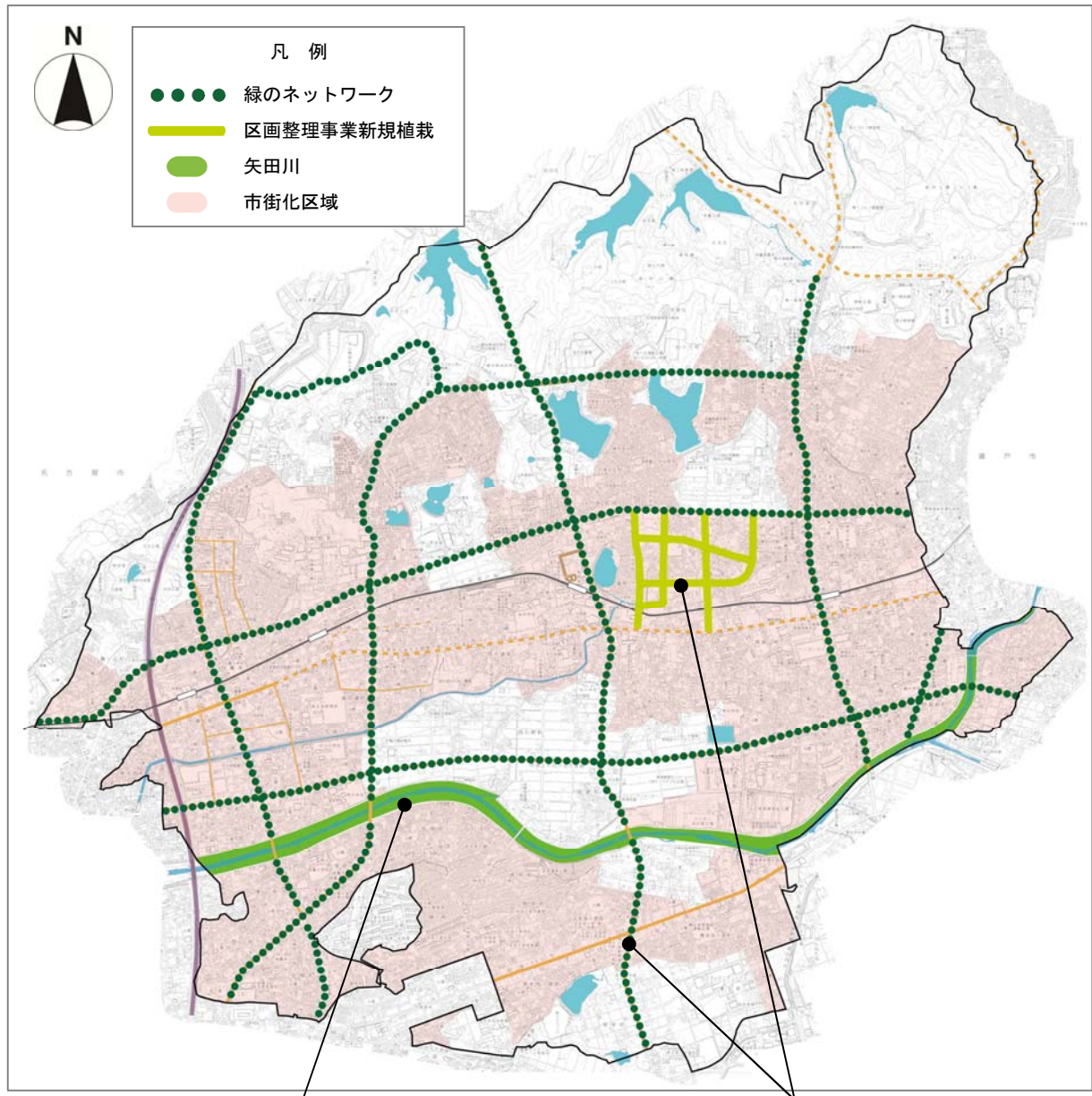


山辺の散歩道



矢田川のウォーキング大会

図：矢田川及び緑のネットワーク沿い緑化重点地区位置図



④ 公園等の整備と緑化推進（公園等緑化重点地区）

【緑化方針】

既存及び新設の公園などについては、市民ニーズに対応した緑豊かで、魅力度の高い公園整備を図ります。

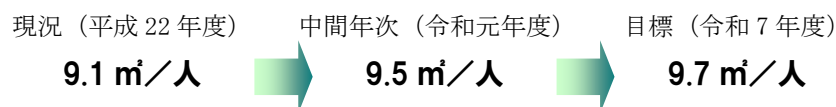
また、市民との協働による既存公園のさらなる活用や、施設のリニューアルなどといった「既存ストックの活用」「公園施設の魅力向上」「質の改善」を実施するとともに、身近な樹林地や農地の活用などについても市民とのさらなる協働により進めていくこととします。

【施策】

- ・ため池の活用や河川緑地整備、既存公園の魅力向上を図るため、市民や事業者のニーズを考慮した「公園の利活用」に重点を置いた新たな公園のあり方を検討します。
- ・城山公園など都市公園等の緑化拡充及び維持管理の推進を図るとともに、新たな公園として土地区画整理事業地区内の公園の整備を進めます。新設公園については、位置特性などをふまえた特徴や魅力のある公園整備を検討するとともに、地域住民のニーズに応じた計画づくりを行うため、地元ワークショップによる計画づくりを進めます。
- ・既存の公園については、地域住民の意向を踏まえて施設の更新の判断を行い、地域ニーズに応じた誰もが安心して憩える空間づくりを進めます。
- ・公園を整備する際には、バリアフリー⁹や防災面にも配慮します。また、市街地での道路角地や、暫定的に未利用地となっている場所を活用し、ポケットパークやスポット的な緑化を進めます。

⁹ バリアフリー：高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。また、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。

（目標）都市公園の整備目標水準（都市計画区域内）



環境に配慮した新池公園



新池公園の風力発電



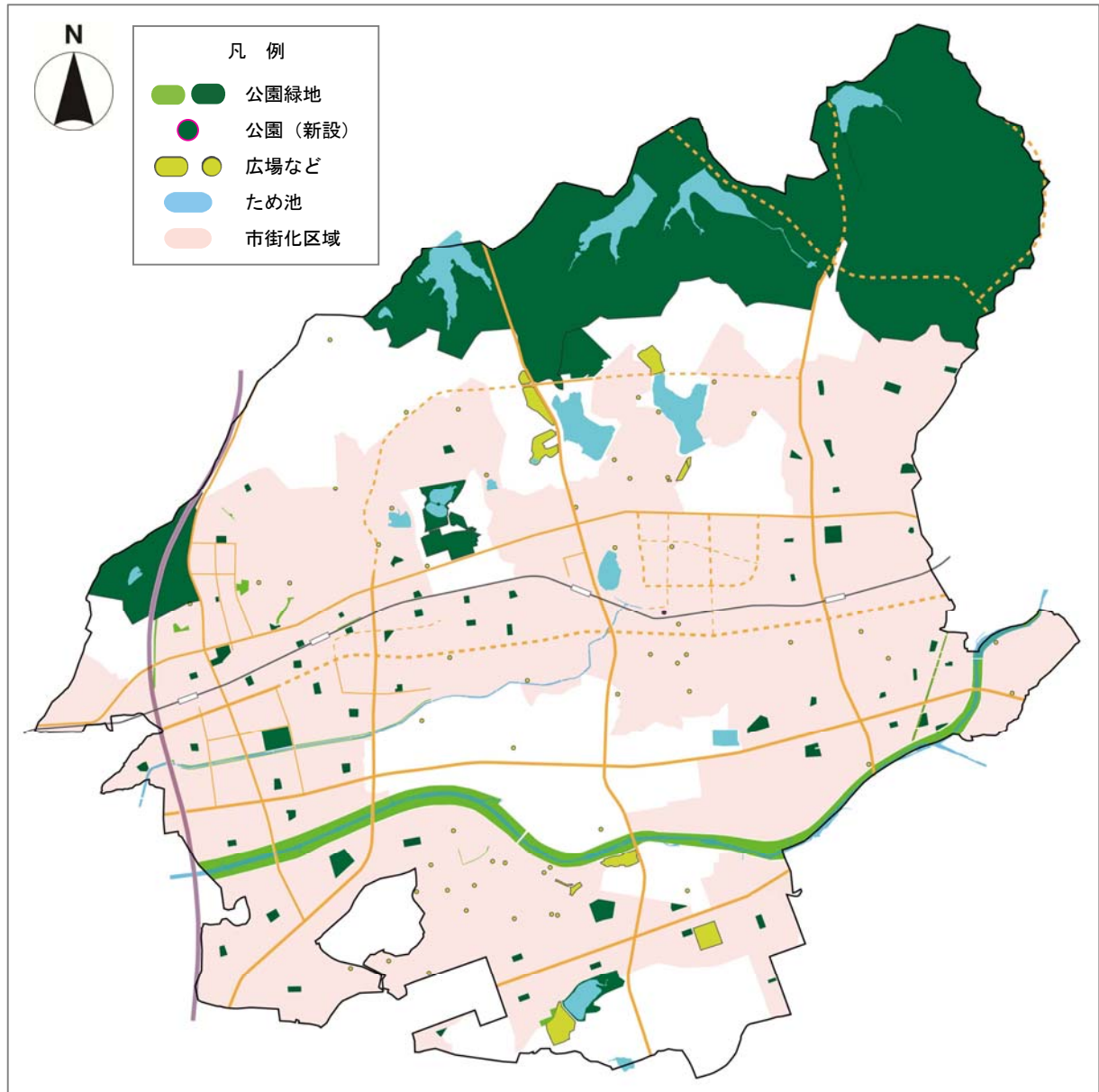
緑豊かな城山公園



シンボルロードと維摩池



図：公園等緑化重点地区位置図



緑豊かな公園



緑豊かな公園に馴染んだ施設



道路と一体となった公園

第6章 市民協働による緑のまちづくり(きっかけ)

1 緑に関わる活動団体

本市では、たくさんの市民団体があり、その中でも、水辺や山辺などで、多様な緑の関わり方をしている団体があり、今後、さらなる協働が必要であると考えられることから、一部をご紹介します。

団体名	活動概要	
矢田川に親しむ会	矢田川河川緑地において、河川敷の清掃をはじめ、市民向けのウォーキング大会の開催や、コンサートの開催をしています。 ウォーキング大会では、毎回100名以上の方が参加され、自然と水辺に触れ合いながらウォーキングを楽しんでいます。	
寺田保全の会	山辺の散歩道において、散歩道の清掃、除草をはじめ、市民向けの自然観察会や小学生を対象とした木工教室を開催しています。 定期的に行われる自然観察会では、開催ごとにコースや内容を変え、参加者を楽しめています。	
地域環境活性化協議会	愛・地球博の理念を継承し、次世代を担う子どもたちの感性を育む環境教育とまちづくりに取り組む事業を目的として活動しています。	
あいち里山ものがたり	尾張旭市が「あっ！健康公園都市なのだ」とわかるように変身させたいと熱き心で取り組んでいます。 荒れた里山や竹やぶを美しくすることで自分の体も心も健康で美しくなります。	
尾張旭こども自然学校	野外教室での体験により、学校の中では得難い五感を養い、発想力、想像力、協調力を学ぶことで、子どもたちの心身を育成します。	

資料：市 HP「市民活動支援センターに登録をされた団体」から抽出（写真は各団体からの提供）

2 緑のまちづくり活動事例

緑のまちづくり活動は、個人から数人のグループ、ご近所さんの集まり、地域など様々で、「緑や花で公園のようなまちに暮らしたい」という思いを持って、気軽に、自由に取り組めると良いと思います。

ここでは市内外での事例をご紹介します。身近な場所で何か緑のまちづくりをスタートしてみたいかがでしょうか。

(1) 市内の活動事例

団体名	活動概要
旭フラワーボランティア	名鉄尾張旭駅、印場駅、旭前駅、シンボルロードに市が設置した花壇やポットの里親となり、ボランティアで花苗の植え替え、水やり及び除草、ゴミ収集等の活動を行っています。 尾張旭市の環境美化事業の一部を分担し、環境美化に対する住民意識の高揚を図るとともに、その実施によって生まれるコミュニケーションによって、市民と市が協働して快適なまちづくりを推進することを目的としています。 また、平成 31 年に、都市緑化活動に功績があったものに対して贈呈される「愛知県都市緑化功労者表彰感謝状」の贈呈を受けました。 
スポットガーデン維持管理ボランティア	地域の環境美化を目的として整備したスポットガーデンの維持管理を市民が実施し、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が一体となった環境美化活動を推進することを目的とします。 スポットガーデンは市内各所に広がっており、おもにご近所の方が管理してくれています。  
公園愛護会（さくら会）	城山公園において、清掃、除草をはじめ、花壇の管理をしています。 毎年、春と秋に季節に応じた花を植え替え、公園利用者の目を楽しませています。 

資料：市HP

(2) 市外の活動事例

団体名	活動概要
みどりの まちづくり グループ (春日井市)	当グループは、生態系豊かな緑の回廊づくりを目指して平成 14 年に設立し、森林の活動（人工林の間伐、植樹、竹藪の間伐、散策路にベンチやテーブルを設置するなど）や、河川の活動（清掃活動、水質調査、河川敷の親水空間づくり）を行っています。 また、その他にも花壇づくりや間伐した竹を利用しての竹炭作り、人工林の間伐の利活用、小学校出前活動、シデコブシ保全・調査、稲作り、頓明公園の管理などの活動を行っています。 平成 29 年に「愛知県都市緑化功労者表彰感謝状」の贈呈を受けています。 （資料：愛知県HP）
朝倉団地自治会 (知多市)	当会は、昭和 49 年に設立され、春、秋年 2 回、知多市から花いっぱい運動用に配布された花苗を団地内の花壇に移植し育成しています。この花壇は、平成 19 年から平成 28 年まで毎年、知多市花壇コンクール共同花壇の部において連続入賞しています。花壇の植栽だけではなく、年間をとおして除草及び周辺の清掃等を行い、景観向上に努めています。 平成 29 年に「愛知県都市緑化功労者表彰感謝状」の贈呈を受けています。 （資料：愛知県HP）
私たちの庭の会 (一宮市)	「私たち庭の会」は、平成 11 年 8 月 16 日号の「広報いちのみや」で当時の谷市長から公園を『私たち庭の会』にしませんかという呼びかけに応えた市民の皆様により平成 11 年 11 月 27 日に発足しました。 公園などの花壇のデザインや花苗の植え込み、花の生育の管理や花壇周辺の清掃を行うことにより、公園を「地域市民（私たち）の庭」として管理しながら、地域市民の方や会員相互の親睦を図っています。 また、花壇の植替えて抜き取った花は堆肥化し、花壇の堆肥として循環させ、環境負荷の軽減につとめ、花のある環境にやさしいまちづくりに貢献しています。 現在、会員約 120 人・11 支部で、市内の公園などの 12 の花壇を管理しており、この活動が認められ、令和元年に行われた第 29 回全国花のまちづくりコンクールでは、優秀賞を受賞しました。 （資料：一宮市HP）

おわりに

本市の北部丘陵地から西部の小幡緑地は、本市の自然環境の骨格を形成している貴重な自然であり、古くから多くあるため池や矢田川は、優れた水辺環境を有する貴重な水辺空間となっており、本市の恵まれた自然環境を認識させるものです。その自然を始め多様な緑は、いずれも公園都市尾張旭市を実現するための大切な資産です。

また、緑のまちづくりを通してまちの緑を守り、育てていくことができれば、まちが緑にあふれ健康的になり、人と緑にふれあいが生まれ、市民生活にやすらぎや潤いを与えてくれます。そのためには、市民、事業者などが行政と一体となって、緑を守り、次世代へ伝えていくことが重要であると考えます。

今回の中間見直し結果を踏まえ、市では緑に関わる機会や場を設け、それらをできるだけたくさんの市民の方に情報が伝わるように周知に努めます。みなさんの緑へ取り組みが公園都市尾張旭の実現には必要不可欠ですので、色々な緑に関わる機会や場に参加いただきたいと思います。

図：役割分担



市民の役割

- ・身近で緑を育てる
- ・緑のまちづくりに対する意識の向上
- ・敷地内への緑化
- ・緑化基金などへの支援
- ・緑地保全や緑化活動などへの積極的な参加 等



事業者の役割

- ・緑のまちづくりに対する意識の向上
- ・敷地内への緑化
- ・緑化基金などへの支援
- ・緑地保全や緑化活動などへの積極的な参加や支援
- ・開発時における緑地保全への配慮 等

行政の役割

- ・緑のまちづくりに対する啓発
- ・公共施設内の緑化率向上
- ・緑化活動などの推進や支援
- ・緑に関する情報提供
- ・緑化による省エネ効果や緑が人に与えてくれる効用などの調査と情報提供
- ・地域などにおける緑のまちづくりのきっかけづくり 等



尾張旭市 緑の基本計画

【中間見直し版】

発	行	尾張旭市
編	集	都市整備部 都市整備課
		〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600-1
		TEL 0561-76-8161（直通）
		FAX 0561-52-3339
		URL http://www.city.owariasahi.lg.jp/

尾張旭市 緑の基本計画【中間見直し版】

～ともに守り ともに育てる 緑あふれる公園都市～



すくすく のびのび
尾張旭市